

平成 21 年 12 月 8 日
企画部 企画課

学校跡施設(光が丘地域)活用基本計画(素案)に対する意見と区の考え方について

・寄せられた意見の件数

学校跡施設(光が丘地域)活用基本計画(素案) 掲載項目	意見番号	件数
第1章 目的および経緯		0件
第2章 学校跡施設の概要		0件
第3章 活用の検討に際しての区および光が丘地域の課題	1	1件
第4章 学校跡施設の活用の基本的な考え方	2~174	173件
第5章 施設ごとの活用計画	175~252	78件
第6章 実施スケジュール(予定)	253~257	5件
全般	258~333	76件
合 計		333件

学校跡施設(光が丘地域)活用基本計画(素案)に対する意見と区の考え方

番号	素案における章	意見分類	意見内容(要旨)	区の考え方	対応
				◎: 案へ反映するもの ○: 既に反映済のもの △: 今後の具体化で参考とするもの ※: その他のもの □: 案への反映が困難なもの	
1	第3 活用の検討に際しての区および光が丘地域の課題	パブリックコメント	課題分析に地域住民、コミュニティの分析事項が抜けているが、今のコミュニティを生かして検討すべきだ。	これまで小学校が地域のコミュニティ形成の場としても活用されていたことに配慮し、今回、光が丘第二小学校、第五小学校跡施設に地域の方々が気軽に来られて交流できる地域交流コーナーの設置を計画しています。この場所が現在のコミュニティの交流の更なる活発化に繋がればと考えています。	○
2	第4 学校跡施設の活用の基本的な考え方	パブリックコメント	民間事業者での利用の際に、近隣住民に対する安全・安心の確保(夜間利用等での配慮等)はどうなっているのか。	民間利用者の公募に際しては、跡施設の使用上の遵守事項、配慮事項等を明示して行います。特に現在の周辺の良好な住環境や教育環境を害することのない利用とすることを条件とし、借受者の選定時の重要な確認項目としていきます。借受者とは、選定の際に示された内容に沿って利用を行うことを条件に、貸与の契約を行います。	◎ △
3	第4 学校跡施設の活用の基本的な考え方	パブリックコメント	第三小学校は民間施設となった場合、隣接の幼稚園・中学校への教育的配慮・日常生活の安全対策はどうなっているのか		
4	第4 学校跡施設の活用の基本的な考え方	その他	民間事業者が利用することにより、いい環境で居住しているので環境を悪くしないようにしてほしい。		
5	第4 学校跡施設の活用の基本的な考え方	パブリックコメント	第三小を民間企業に貸す場合の、企業の種類と貸し出しによって得られる区の利益の試算を示して欲しい。また、企業破綻時のリスクをどのように考えるか。	区の収支は、借受者からの賃借料収入と貸付に際しての施設修繕費用支出となります。賃借料については、借受者の跡施設での事業提案の内容により定めていく予定であり、現時点で収支についての試算は行っておりません。借受企業・団体の経営破綻等のリスクは未然に防ぐことが重要なため、選定時に財務書類の提出を義務付け、経営の安定性・継続性についての確認を行います。また、貸借契約には、経営破綻時の際の対応も盛り込みます。	※
6	第4 学校跡施設の活用の基本的な考え方	パブリックコメント	民間企業への貸し出しは反対である。利用条件と住環境への影響を具体的に示してほしい。	利用条件は、今後借受者の公募の具体化を進める中で、本活用基本計画に示した内容に沿って検討し、決定します。また、住環境への影響は最小限に抑えることを条件として借受者の公募を行う予定です。	□
7	第4 学校跡施設の活用の基本的な考え方	パブリックコメント	校舎・体育館・グラウンドを一括して貸し出すメリットは何か。校舎だけ貸し出す場合とあわせてメリット・デメリットを教えてください。	一括貸与では、借受者の利用の自由度が広がるとともに、跡施設全体の管理を一体的に行うことができ、保安上の厳格な管理が行いやすくなる等の利点があります。また、校舎のみ貸与する場合は、体育館及びグラウンドは公共利用になることが想定されます。この場合、一つの敷地内の施設を複数の者が管理・利用(体育館・グラウンドは不特定多数が利用)することとなり、管理主体及び問題発生時の責任の所在の不明確化など、安全管理上の課題が多いと考えられます。	※
8	第4 学校跡施設の活用の基本的な考え方	説明会	第三小を民間に貸与する場合、一企業に貸与するのか、複数の企業に貸与するのか。	第三小学校の跡施設全体を一括して、一企業または一団体に貸与することとしています。ただし、借り手側の利用の方法として、例えば、グループ企業で利用する、あるいは創業支援施設として一部貸出し施設とするなど、複数の者の利用となることも想定しています。	※
9	第4 学校跡施設の活用の基本的な考え方	パブリックコメント	施設使用料にもよるが、民間一括貸与では小規模事業者の参画は難しいのではないかと。		
10	第4 学校跡施設の活用の基本的な考え方	説明会	民間貸与に当たり禁止項目はあるか。	貸与は、一定の条件のもとに行いますので、禁止する事項も盛り込み貸与します。代表的な例としては、①基本的には、現況の校舎の躯体、体育館を利用するものとし、増改築はできません。ただし、再利用のための改修や校舎内の構造上問題がない壁の一部くり抜きなどは、必要に応じ認めます②周辺環境に悪影響を及ぼすような利用方法、例えば、光、音、臭気、利用時間などにより、周辺へ支障をきたす利用は認めません、などです。	※

番号	素案における章	意見分類	意見内容（要旨）	区の方 ◎：案へ反映するもの ○：既に反映済のもの △：今後の具体化で参考とするもの ※：その他のもの □：案への反映が困難なもの	対応
11	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	民間企業が入り、住環境が乱された場合、どこにクレームを持っていけばいいか。一旦、民間に貸したらそれっきりということでは困る。	基本的には、公募選定に際して、借受希望者から提案された利用方法が、住環境を害することのない利用であることを確認の上、当該提案に沿った利用を行うことを条件に貸与します。貸与条件と異なる利用が行われている場合、また周辺の方の指摘により、住環境への悪影響が生じていることが確認された場合には、区から借受者に対し、適切な指導を行います。	△
12	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	民間企業への不特定多数の人数の出入りはどの程度あるのか。	借受者の事業内容により、異なります。事業提案を受けた段階で、どのような方、およびどの程度の人数の方が、当該施設を利用することになるのか確認し、周辺への影響についても考慮の上、借受者選定に反映していきます。	※
13	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	まとまったスペース、駅近くであること以外の、誘致企業にとっての、学校跡施設の利用のメリットを上げてほしい。	学校として作られているという建築的な制約もあるものの、余裕を持って使えるスペース、鉄道駅からの距離、周辺の幹線道路の整備状況、光が丘公園を含む豊かな自然環境、学校跡施設であることにより低廉になると想定される賃料などが、借受者の当該施設利用のメリットと考えます。	※
14	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	民間へは、賃料はいくら程度で貸し出そうとしているのか。	賃借料については、借受者の跡施設での事業提案の内容により定めていくことも想定しており、現在検討中です。本活用基本計画により民間事業者へ貸し出すことが定められた後に、賃借の詳細な諸条件について決めていきます。 なお、貸借した企業・団体の経営破綻や事業の不採算などによる早期退去等を防ぐため、選定時に事業提案内容の経営見込みについて十分に精査するとともに、企業・団体の財務書類の提出を義務付け、経営の安定性・継続性についての確認を行います。	△
15	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	民間事業者というものはたった1、2年でも採算が合わなければ撤退するだろうがそれでは困る。そうした際のリスク管理はどうするのか。		
16	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	民間へ貸し出す時、どの程度の賃料を考えているのか。		
17	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	民間事業者への賃料・維持費はどうなっているのか。		
18	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	民間利用の応募者が少なかった場合はとんでもないところに貸すのではないのか。		
19	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	1、2社しか応募がなく良い提案が得られないなどの場合、選定なしもあるということをお約束してほしい。	△	
20	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	区は租税収入が落ちてきたからそれを増やしたくて企業をよびたいのではないのか。	区内の産業基盤強化や光が丘地域のまち活性化などが誘致の主たる目的です。賃料収入も大事な要素ではありますが、その多寡を主目的とするものではありません。	※
21	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	昨年度の検討会議資料によると、全国1486件の事例のうち産業振興はたったの8件しかなく、民間はそのうち世田谷の1件だけである。そんな実験のようなことをなぜ光が丘とするのか。	今回の4校の学校跡施設の活用については、光が丘地区の課題も踏まえつつ、全区的視野から練馬区が抱える課題を解決するために利用することを視点としています。 このうち民間利用者への貸与については、①住宅都市の性格が強い練馬区において、さらに自立した自治体として発展していくため産業基盤の強化が課題であり、企業誘致により産業を育成していくこと②今後も顕著に高齢化の進む光が丘地域において、民間利用者誘致によって、そこで働く人が日々まちを訪れ、様々な活動が行われ、周辺での消費も生まれ、それが将来の地域の活性化に繋がること、になると考えています。	※

番号	素案における章	意見分類	意見内容(要旨)	区の方 ◎：案へ反映するもの ○：既に反映済のもの △：今後の具体化で参考とするもの ※：その他のもの □：案への反映が困難なもの	対応
22	第4 学校跡施 設の活用 の基本的 な考え方	パブリッ クコメン ト	光が丘第三小学校跡地に関して民間利用を計画しているが、近隣地域に飲食店が少ないなどの不具合があるのではないかと。	民間利用者の誘致によって、そこで働く人、利用する人が日々まちを訪れ、様々な活動が行われ、飲食など周辺での消費も生まれることにより、飲食関連の施設の開業など、地域の活性化にも繋がることを期待しています。	※
23	第4 学校跡施 設の活用 の基本的 な考え方	パブリッ クコメン ト	入居以来20年以上が経つが、民間企業が来るなどとは考えていなかった。アニメに関するものができると聞いている。第三小学校は既に民間企業が決まっているのではないかと。	活用基本計画決定後に、公募により借受者を決定することとしており、現時点において、跡施設を利用する事業者が決まっているということはありません。	※
24	第4 学校跡施 設の活用 の基本的 な考え方	パブリッ クコメン ト	民間事業者の公募に際し、貸与条件や公募基準を住民に説明してほしい。貸与条件に地域住民のコミュニティ活動に配慮する点を盛り込んで欲しい。民間企業の公表と選定理由を公表してほしい。貸与先企業から企業内容と施設利用方針を住民に説明してほしい。	活用基本計画を策定した後に、本計画の趣旨に沿って、区が公募の条件や選定に際しての評価基準を定めます。公募条件を記載した公募要領や選定の評価基準は、募集開始前に広く区民に公表します。 選定については、選定委員会を設置し、評価基準等に基づき選定していきます。委員会には、区役所職員とともに、外部有識者委員も参加し、専門的見地からの評価や選定の公平性の担保も行った上で、選定審査を行います。 借受者の選定においては、応募者のノウハウやアイデア、今後の将来ビジョン等々、応募団体の重要な秘密や保護対象情報が含まれる事業提案を審査することが想定されることから、選定委員会の選定審査については、非公開で行います。 借受候補者が決定した後は、借受候補者の公募への事業提案や選定の理由を公表し、明らかにしていきます。 また、借受候補者から跡施設での実施事業の内容等について周辺の方への説明を行い、近隣の皆様のご意見やご要望をお聞きしたうえで、区が必要な調整を行った後に、貸借の契約を締結したいと考えています。	△
25	第4 学校跡施 設の活用 の基本的 な考え方	説明会	企業の選定は企業の提案を区民に見てもらいその考えを知ってもらうなど、透明な選定の過程を踏んで欲しい。		
26	第4 学校跡施 設の活用 の基本的 な考え方	説明会	民間利用者公募の際の選定条件等について住民から意見を出すことができるかと。		
27	第4 学校跡施 設の活用 の基本的 な考え方	説明会	貸与される民間事業者が決定された場合、周辺住民からの異議申し立てはできるかと。また、その手続はどうすればいいかと。		
28	第4 学校跡施 設の活用 の基本的 な考え方	説明会	民間利用者公募のプレゼンテーションには企業名等固有名詞を出さなければ住民等の参加は問題ないと思うがどうか。		
29	第4 学校跡施 設の活用 の基本的 な考え方	説明会	本基本計画素案は周辺住民のことを考えていない。民間事業者決定について異議申し立ての機会はなく、変更希望も聞くつもりはないようである。		
30	第4 学校跡施 設の活用 の基本的 な考え方	説明会	民間利用者公募時に区民は参加できないと受け止めたが、事業者を決めていく際の方向性が見えないことが不安だ。公募時の条件は考えているのか。		
31	第4 学校跡施 設の活用 の基本的 な考え方	説明会	民間利用募集要項を住民に開示し、希望を聞く場は設定されるのか。		
32	第4 学校跡施 設の活用 の基本的 な考え方	説明会	民間利用募集要項に区民の意見を反映させない理由は何かと。		
33	第4 学校跡施 設の活用 の基本的 な考え方	説明会	暫定利用が約10年とあるが、それにはどういう民間事業者が来るのか。どういう審査が行われ、その検討組織はどういうものか。区民や有識者は入るのか。また、審査は公開であるのか。		
34	第4 学校跡施 設の活用 の基本的 な考え方	説明会	秋に本計画素案が決定するならば、修正の手續とスケジュールをどこが決定するのか教えて欲しい。		
35	第4 学校跡施 設の活用 の基本的 な考え方	説明会	団地入居後、団地の西側に建設会社のビルが建てられたが住環境への配慮をしてもらっている。今回、住環境がどれだけ損なわれるかが不明である。今の状況では反対しかない。区は近隣住民についてどのように説明するのか。		
36	第4 学校跡施 設の活用 の基本的 な考え方	説明会	選定について透明性の確保と住民参加とし、公開プレゼンも行って欲しい。		

番号	素案における章	意見分類	意見内容(要旨)	区の方考え方 ◎：案へ反映するもの ○：既に反映済のもの △：今後の具体化で参考とするもの ※：その他のもの □：案への反映が困難なもの	対応
37	第4 学校跡施設の活用の基本的な考え方	説明会	民間企業の公募は区が誘致したい企業など、練馬区の方向性を示すような形で行ってほしい。	跡施設を利用する民間利用者は、周辺環境に調和しうる業種業態であることを条件とするとともに、アニメ産業など練馬区の地場産業の強化、相乗効果の期待のできる業種や環境、文化、教育の発展、練馬区の魅力向上などに資する業種、業態の進出を想定し、公募していきます。 また、併せて地域のコミュニティやお住まいの方々と協調した活動が可能な利用者を誘致したいと考えています。	◎
38	第4 学校跡施設の活用の基本的な考え方	パブリックコメント	産業振興は区民に直接メリットのある業種に限定してほしい。	借受者について、特定の業種のみを対象とする限定はしませんが、周辺環境に調和しうる業種業態であることを条件とするともに、アニメ産業など練馬区の地場産業の強化、相乗効果の期待のできる業種や環境、文化、教育の発展、練馬区の魅力向上などに資する業種、業態の進出を想定し、公募していきます。	△
39	第4 学校跡施設の活用の基本的な考え方	パブリックコメント	アニメの場合、杉並区等との差異をどのように出すのか。多角的な検討が必要である。大学等との協働も望ましい。	アニメ事業者が最も多く集積している練馬区ならではの特徴、優位性を生かせるように検討していきます。また、大学等の協働についても重要な検討課題であると考えています。	△
40	第4 学校跡施設の活用の基本的な考え方	説明会	今後の高齢化を考えると、民間の高齢者福祉施設事業者への貸与もあるのではないかと。	特別養護老人ホーム等の居住施設として利用する場合には、現在の校舎を大改修する必要があり改修費用が相当程度必要になり、また、改修を行った場合も、施設としての使いやすさや効率性の点等で課題があると考えていますが、公募に際して、高齢者福祉施設としての提案を排除することは想定していません。	○ △
41	第4 学校跡施設の活用の基本的な考え方	説明会	光が丘の高齢化対策として、老人を対象とした事業者を優先的に募集してもらうため、老人関連の事業者には加点をするというような考えはあるか。	応募者の評価については、本計画が定まった後に、本計画の趣旨に沿って、評価の基準を検討します。	
42	第4 学校跡施設の活用の基本的な考え方	説明会	用途で望ましいのはオフィスのようなのだが、オフィスに限定するのか。	借受者について、特定の業種・業態のみを対象とする限定はしません。しかし、周辺環境に調和しうる業種業態であることが最も重要な貸与の条件であると考えております。このため、事務所的な利用が主となり、当該地において製造業的な業務を行うことは、周辺環境との調和が困難になる場合が多いと想定され難しいものと考えます。	※
43	第4 学校跡施設の活用の基本的な考え方	説明会	主用途は事務所であっても、音も臭いも出なければ物を作って販売することはできるのか。		
44	第4 学校跡施設の活用の基本的な考え方	パブリックコメント	運動グラウンドや保育園、老人ホームなら理解するが、なぜ第三小だけが民間企業に貸与するのか不明である。	光が丘地区の4つの小学校跡施設を同時期に再活用することから、それぞれの特徴に合わせて、公共利用や民間利用などいくつかの利用方法を計画しています。	
45	第4 学校跡施設の活用の基本的な考え方	その他	4校全体ではなく光三小を地域に開かれた施設にしてほしい。	光が丘第三小学校については、中学校との併設施設でなく、独立した施設として利用可能であるなどの立地条件等を考慮し、民間事業者の誘致を図る施設として、4つの小学校跡施設のうち最も適切であり、民間利用が可能な施設であると判断しました。	□
46	第4 学校跡施設の活用の基本的な考え方	その他	光三小の民間利用は変えられないのか。考え直す可能性はないのか。		
47	第4 学校跡施設の活用の基本的な考え方	パブリックコメント	民間に任せるのは不明瞭なことが多くおきるので反対である。	民間利用者の公募に際しては、跡施設の使用上の遵守事項、配慮事項等を明示して行います。特に現在の周辺の良好な住環境や教育環境を害することのない利用とすることを条件とし、借受者の選定時の重要な確認項目としていきます。借受者とは、選定の際に示された内容に沿った利用を行うことを条件に、貸与の契約を行います。貸与条件と異なる利用が行われている場合、区から借受者に対し、適切な指導を行います。	□

番号	素案における章	意見分類	意見内容(要旨)	区の方 ◎：案へ反映するもの ○：既に反映済のもの △：今後の具体化で参考とするもの ※：その他のもの □：案への反映が困難なもの	対応
48	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリック コメント	なぜ民間の企業に貸すのかどうしても 納得がいかない。再考してほしい。	今回の4校の学校跡施設の活用については、光 が丘地区の課題も踏まえつつ、全区的視野から練 馬区が抱える課題を解決するために利用すること を視点としています。 このうち民間利用者への貸与については、①住 宅都市の性格が強い練馬区において、さらに自立 した自治体として発展していくため産業基盤の強 化が課題であり、企業誘致により産業を育成して いくこと②今後も顕著に高齢化の進む光が丘地 域において、民間利用者誘致によって、そこで働 く人が日々まちを訪れ、様々な活動が行われ、周 辺での消費も生まれ、それが将来の地域の活性化 に繋がること、になると考えています。	□
49	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリック コメント	光が丘三小の跡地利用に関して、地域 住民の意見を十二分に聞き、住民の納得 いくものにしてほしい。小学校の跡地を 私企業へ貸し出すことに反対。		
50	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	地域交流や高齢者施設の要望があるに もかかわらず、第三小学校と第七小学校 を民間貸与とするのはおかしいのではな いか。仮に産業振興に使わせるとして も、住民に直接メリットのあるものにし てほしい。		
51	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	なぜ企業に頼り、貸さねばならないの か不明であり、一番の疑問だ。区民のた めの施設とするべきではないか。		
52	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	第三小の活用を考える上では、産業振 興ではなく地域振興ではないか。		
53	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	第三小の民間貸出について反対する。 光が丘は法令の規制があり建物が変わる可 能性はないことや小学校が近くにあるこ とを価値として住んでいる人も多い。	今回の小学校施設の再活用は、光が丘地域の開 発から20余年を経過し、人口構造の変化による 児童数の減少のため、8つの小学校を4つの小 学校に統合再編することに伴うものです。 4校の学校跡施設の活用については、跡施設は 練馬区民共有の貴重な財産であるとの視点から、 光が丘地域の課題も踏まえつつ、全区的視野から 練馬区が抱える課題を解決するための利用計画と してしています。 このうち民間利用者への貸与については、住宅 都市の性格が強い練馬区において、さらに自立 した自治体として発展していくため産業基盤の強 化が課題であり、企業誘致により産業を育成して いくことを計画しているとともに、顕著に高齢化 の進む光が丘地域において、民間利用者誘致によ って、そこで働く人が日々まちを訪れ、様々な活 動が行われ、周辺での消費も生まれ、それが将来 の地域の活性化に繋がることになると考えていま す。 不動産の価格については、多くの要因からの影 響によって形成されるものであるため、公共物の 利用形態の変更という単一の要因のみによる影響 を計るのは困難と考えます。	□
54	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	我々は住宅団地としてここに入居し た。環境も分譲価格の中に入っていると 考えている。我々の資産価値・住環境に とってもマイナスであり、光が丘団地の あり方を根本から変えるような話であ る。		
55	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	その他	児童数減少のため廃校はやむを得ない が、民間への貸与は明らかに資産価値が 下がる。民間利用を避けてほしい。他の 跡地は公共施設利用なのになぜか。		
56	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	その他	入居した時自分としては環境を買っ た。それには学校も入っており、協力金 も払っている。それを企業に貸すのは反 対。		
57	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	利用する企業のイメージはまだないの ことだが、世田谷区のものづくり学 校、北区ではたくみのさと等があり、校 庭や体育館は区民のスポーツ広場となっ ている。なるべく現在利用しているもの は残して、地域がどう活かせるかという 観点で検討して欲しい。		
				一つの小学校跡施設を一括貸与することによ り、借受者の利用の自由度が広がるとともに、跡 施設全体の管理を一体的に行うことができ、保安 上の厳格な管理が行いやすくなる等の利点があり ます。 また、校舎のみ民間利用者へ貸与する場合は、 一つの敷地内の施設を複数の者が管理・利用(体 育館・グラウンドは不特定多数が利用)すること となり、管理主体および問題発生時の責任の所在の 不明確化など、安全管理上の課題が多いと考えら れます。	□

番号	素案における章	意見分類	意見内容(要旨)	区の方 ◎：案へ反映するもの ○：既に反映済のもの △：今後の具体化で参考とするもの ※：その他のもの □：案への反映が困難なもの	対応
58	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリック コメント	民間活力の導入であれば、過去の施策の検証を区民の納得がいく方法で実行した上で行うべきである。	少子高齢社会において、区民の豊かな暮らしのために必要なサービスを持続的かつ安定的に提供していくためには、行政によるもののみならず、民間活力の導入や民間事業者とのバランスのとれた協働による必要があります。練馬区においても委託民営化等民間活力を生かした施策の展開により一定程度の効果を上げています。本件も同様の考えのもと行うものです。	○
59	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリック コメント	他事例の収集と現地視察を行うべきである。	平成20年度に設置した、学識経験者や公募区民等による「学校跡施設活用検討会議」において他自治体の事例を研究しながら議論しました。なお、検討会議での議論の際に使用した他の事例の資料については、区のホームページの検討会議の検討状況として掲載しています。	○
60	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	他の区の活用例など、住民がイメージできるものを示して欲しい。		
61	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	このような夢のある検討については参考となる事例を出して欲しい。		
62	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	第七小は暫定利用で10年とあるが、長いのではないかと。その後も恒久的に利用するのではないかと。	現在の日本大学医学部附属練馬光が丘病院は、地域の中核的病院としては手狭な状況にあり、また、今後老朽化も更に進んでいくことともなり、今後10年程度の間で大規模な改修や建替が必要になると考えています。この大規模な改修や建替を円滑に進めるための選択肢の一つとして、光が丘第七小学校跡用地を関連用地として活用することを想定しています。このため、それまでの間の暫定利用施設については、恒久的施設になることはないと考えています。	※
63	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	保育園の民間委託の選定では、プレゼンのみ保護者が参加できた。プレゼンでは、選定委員も業者も名前を伏せて行われたので、保護者は固有名詞を知ることができなかった。今回の跡地利用業者の選定の際、プレゼンに区民が参加することで問題となるのは、事業者の名前が分かるという説明だったが、名前を消すことは可能だ。他に理由があれば教えてほしい。	民間利用者の公募選定にあたっての借受希望者の施設利用プレゼンテーションについては、民間事業者が外部の影響を受けることなく、幅広い視野で自由な発想のもと実施できるようにしていきたいと考えています。プレゼンテーションの内容には、応募者のノウハウやアイデア、今後の将来ビジョン等々、応募事業者の重要な秘密が含まれることが想定されることから、情報の守秘の仕組みのもと実施することが必要です。このため、区民の方の応募者の選定過程での参加は考えていませんが、選定に際しては、選定委員会を設置し、委員会には、区役所職員とともに、外部有識者委員も参加し、専門的見地からの評価や選定の公平性の担保も行ったうえで、選定審査を行います。なお、借受候補者が決定した後は、借受候補者の公募への事業提案や選定の理由を公表し、明らかにしていきます。また、跡施設での実施事業の内容等について周辺の方への説明を行い、近隣の皆様のご意見やご要望をお聞きした上で、区が必要な調整を行った後に、貸借の契約を締結したいと考えています。	□ △
64	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	その他	どういった企業が入ってくるのか懸念している。一番嫌なのは配送センター。この施設は嫌だということはどうやったら区に言えるのか。住民にも判断させてほしい。		
65	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	民間利用者を決める選定委員に地域の住民を入れる考えはあるか。ない場合、その理由を教えてください。		
66	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	その他	第三小の近くに住んでいる住民としては素案は初めて見るようなもの。それに対して我々はどうやって嫌だと言えるのか。		
67	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	民間利用者選定のためのプレゼンに住民を参加させない理由として企業秘密を守るとの説明があったが、企業に工夫を求めればよいことではないか。それとも既に募集をしたい事業者があり、プレゼンでは企業秘密が守れないと表明しているのか。		
68	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	その他	民間利用者を選定する場合、隣接する団地理事会も選定に参加できることを確約してほしい。		
69	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	練馬区学校跡施設活用検討会議の学校跡施設活用検討会議報告書にある他自治体における廃校後既存建物の主な活用用途で、産業振興に当てはまるのはどれか。	直接的に産業振興に係るものとしては、創業支援施設が該当すると考えます。	※

番号	素案における章	意見分類	意見内容(要旨)	区の方 ◎: 案へ反映するもの ○: 既に反映済のもの △: 今後の具体化で参考とするもの ※: その他のもの □: 案への反映が困難なもの	対応
70	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	他自治体における廃校後既存建物の活用で、産業振興を行い、成功した具体的な例を把握しているなら教えてほしい。	成功の有無で判断したものではありませんが、昨年度の学校跡施設活用検討会議においては、比較的評価が高いと思われる事例として、神戸市の「北野工房のまち」等の事例について、話し合いました。	※
71	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	他自治体における廃校後既存建物の活用で、産業振興を行い、あまり成功しなかった具体的な例とその原因を把握しているなら教えてほしい。		
72	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	公募民間利用者の選定委員はどのような構成メンバーを考えているか。人数、そのうちの区の職員の数、その他のメンバーの職業(肩書)などを教えてほしい。	借受者の選定にあたっては、外部有識者委員を含めて構成する選定委員会により実施していく予定ですが、委員構成などの詳細については、現在は未定であり、今後決めていくこととなります。	※
73	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	民間事業者の募集要項の説明会は行わないという説明を9月26日に聞いたが、保育園の選定ではきちんと行ったにも関わらず、なぜ小学校の跡施設ではないのかという理由の説明を受けたが、よく分からなかった。違いを簡潔に説明してほしい。	保育園の委託業者の選定は、保育園という区が行っている事業の運営を任せる民間事業者を選定するものです。一方、跡施設の借受者の選定は、区が所有する施設を借り受け利用する民間事業者を選定するものです。この2つは、民間事業者の選定といっても、性格、内容が大きく異なるものであり、その手続きも異なるものとなります。跡施設については、活用基本計画の策定にあたり、広範な区民の方の意見をお聞きし、計画を策定するものです。募集要領は、その計画の趣旨に沿って作成するものでありますので、募集開始に先立ち公表いたしますが、区民の方への説明会の開催は予定していません。	※
74	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	その他	跡施設の民間事業者の選定は慎重に行わなければならないのに、保育園の選定と比較すると杜撰な点が多々ある。福祉施設と保育園の民間委託の選定と、今回の跡施設の選定の違いの根拠は何か。		
75	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	説明会場から「来年3月、民間事業者が決定した時に、住民から異議申し立てがあった場合、どのように保証されるのか」と質問があった。企画課長は「やらない」と回答したが、決定後の3月および4月ごろに、住民に対象に対して何もしないのか。	応募者の選定審査により借受候補者が決定した後、借受候補者から跡施設での実施事業の内容等について周辺の方への説明を行い、近隣の皆様のご意見やご要望をお聞きした上で、区が必要な調整を行った後に、貸借の契約を締結したいと考えています。	◎
76	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	民間事業者が入居してからクレームが出た場合、連絡する窓口を作るのは練馬区か事業者か。	問題となる内容により異なりますが、基本的には民間事業者及び区ともに、対応部署を明らかにし、区民の方からの苦情等についてはお伺い致します。区民の方からの指摘の内容が、公募の際の提案内容や貸借の契約事項に沿わない場合について、区から民間事業者に対し指導徹底を図っていきます。	△
77	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	民間事業者が入居してからクレームが出た場合の窓口は、24時間対応にする予定か。	緊急的な対応を除いて、24時間対応は困難と考えます。	□
78	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	跡施設の建物が法律違反であることは民間利用者募集要項に明記するのか。	光が丘第三小学校では、建築時に建築基準法に基づく検査済証の交付を受けておらず、手続き上の瑕疵が過去にあったと考えられます。しかし、区の責任のもと、設計・工事監理を行い建設しており、開校後も同様に維持管理してきたことから、使用上、安全上の問題はないと考えており、募集要項には明記しません。	□
79	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	その他	民間事業者が入り、周辺の団地とは縁を切るといふ形にされてしまうと福祉の水準が下がる。縁は切れるということか。	周辺の住環境との調和や地域にお住まいの方々の協調関係の保持については、選定時の重要な評価項目として考えており、地域と良好な関係を築いていけるような事業者を選定していきます。	△
80	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	その他	光や騒音の問題は企業と地元で決めてくれというのではなく、区が制限を設けて誘致してほしい。	周辺住環境への問題となる光や騒音については、事業者選定時の重要確認項目とします。また、借受候補者決定後に借受候補者から跡施設での実施事業の内容等について周辺の方への説明を行い、近隣の皆様のご意見やご要望をお聞きした上で、区が必要な調整を行った後に、貸借の契約を締結したいと考えています。	△

番号	素案における章	意見分類	意見内容（要旨）	区の方 ◎：案へ反映するもの ○：既に反映済のもの △：今後の具体化で参考とするもの ※：その他のもの □：案への反映が困難なもの	対応
81	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	区としてはどういう企業を誘致したいのか。	借受者については、区内の産業基盤の強化やまちの活性化に寄与する事業者、または区の喫緊の課題の対応への取り組みなどに資する事業を営むもので、周辺の住環境やお住まいの方々と協調できる事業者とします。 具体的には、アニメ産業など地場産業の強化に繋がる施設や専門学校など教育関係施設、高齢者や子どものための施設などとして活用する民間事業者を優先的に誘致します。 なお、光が丘第五小学校跡施設には、外国人、区民、ボランティアなどの文化交流活動の場ともなる文化芸術・多文化共生支援施設を整備する予定です。	◎ ○
82	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	第三小の民間利用は事務所等の利用ということだったが、どのような分野・業種を想定しているのか。		
83	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	その他	このような企業に貸したいという青写真はあるのか。今の学校のままでは使いにくいのでは。		
84	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリックコメント	企業誘致は「ものづくり大学」的なのはどうか。退職した壮年者の人生の活動の場所として設定するのはどうか。		
85	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリックコメント	光が丘第三小学校を、練馬の地場産業の活性化と産業育成を目的としたアニメ産業の拠点とし、アニメ制作会社の誘致や教室跡を利用した作家の創作活動の場として利用する案を提案する。		
86	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリックコメント	アニメ産業だけではなく、在日外国人の交流コミュニティ、産業研究施設としてITスクールの教室等、人材教育・人材育成を目的としたコミュニティの地区センターとして光が丘第三小学校を活用する。		
87	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	その他	跡施設は、何年間の活用を想定しているのか。	※	
88	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	民間利用者への賃貸条件としての期間の定めについて聞きたい。		
89	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	その他	民間事業者の募集では学校は対象外か。	※	
90	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	その他	スケジュールに住民に説明する機会を入れてほしい。民間誘致自体には賛成なので、どう入れるかを検討させて欲しい。	◎	
91	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリックコメント	第三小の特別支援学級からは統廃合後で第四小に移動後も校庭を使いたいという意見が出ていたが、民間企業に貸し付けると教育的な場である学校（跡地）が全く使えなくなる。約束違反だ。子供たち不在の統廃合が進んでいる。跡地も含めて再考すべきだ。	□	

番号	素案における章	意見分類	意見内容（要旨）	区の方 ◎：案へ反映するもの ○：既に反映済のもの △：今後の具体化で参考とするもの ※：その他のもの □：案への反映が困難なもの	対応
92	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリッ クコメン ト	公共性を考えた施設として運営して欲しい。	今回の跡施設の活用では、光が丘地区の4つの小学校跡施設を同時期に再活用することから、多様な利用方法を計画しています。	○
93	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリッ クコメン ト	良い案がないのならば、公園施設として歴史資料館のようなものはわざわざ作らずに跡地を活用すればよい。	計画の策定にあたっては、光が丘地域の課題も踏まえつつ、全区的視野から練馬区が抱える課題を解決するために活用することを視点とし、それぞれの特徴に合わせて、公共利用や民間利用を計画しています。	
94	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリッ クコメン ト	跡施設は弱者や住民のために使われるべきで、活性化のために区が使うのは間違っている。第三小学校を民間業者に貸し出すのを中止し白紙に戻して計画しなおすべきだ。	今回の4校の学校跡施設の活用については、光が丘地区の課題も踏まえつつ、全区的視野から練馬区が抱える課題を解決するために利用することを視点としています。	□
95	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリッ クコメン ト	第三小は民間利用ではなく、公共的利用としてほしい。	このうち民間利用者への貸与については、①住宅都市の性格が強い練馬区において、さらに自立した自治体として発展していくため産業基盤の強化が課題であり、企業誘致により産業を育成していくこと②今後も顕著に高齢化の進む光が丘地区において、民間利用者誘致によって、そこで働く人が日々まちを訪れ、様々な活動が行われ、周辺での消費も生まれ、それが将来の地域の活性化に繋がること、になると考え計画しています。	
96	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリッ クコメン ト	元々が小学校という公共施設であるので、多目的グラウンド、保育園等の公共施設に限定し、地域住民が歓迎するものとするべき。	公共的利用を行う跡施設については、現在の区の長期計画において整備を行うことを定めているものの未整備の施設や次期の長期計画において整備を想定する施設の整備を計画に盛り込んでいます。	□
97	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリッ クコメン ト	光が丘第二小学校を学童保育や小中学生の活動の場としてほしい。	学童保育や小中学生の活動の場となる学童クラブや児童館等については、学校跡施設とは別に整備を進めていきます。	
98	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	その他	跡地にはスポーツセンターはどうか。	公共的利用を行う跡施設については、現在の区の長期計画において整備を行うことを定めているものの未整備の施設や次期の長期計画において整備を想定する施設の整備を計画に盛り込んでいます。	□
99	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリッ クコメン ト	光が丘第五小学校の（仮称）こども発達支援センターに介護家庭の介護者支援施設の併設を提案する。	区では、体育館等のスポーツ施設について計画的に整備を進めてきており、跡施設での整備は考えておりません。	
100	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリッ クコメン ト	光が丘第五小学校に介護人材育成のための教育育成機関の設置を提案する。	福祉分野においても、地域が主体となった活動が重要となってきており、区内の各地域で活動する人材の育成やその活動支援を行う施設として、光が丘第二小学校に介護人材育成・研修センターを設置します。	○ □
101	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	保護司が活動できる拠点が欲しい。	保護司の方々の活動は、健全な社会を維持していくためには必要不可欠であり、その活動の場の整備も重要であると考えます。今回の跡施設の活用の中では、区内に様々な民間活動団体の活動拠点の整備は計画しておらず、保護司会の活動の場を設けることは困難ですが、必要性については、ご意見として受け止めます。	
102	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	文化芸術・多文化共生支援施設の中に、外国人が生活全般の情報が入手できる施設を作って欲しい。	光が丘第五小学校跡施設に整備予定の文化芸術・多文化共生支援施設の具体的な内容については今後の検討となりますが、ご意見として、今後の検討の参考とさせていただきます。	○
103	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	大泉には小中一貫校ができると聞いているが、光が丘にどうしてそうした話が出てこないのか。	小中一貫教育校は、大泉学園桜小・大泉学園桜中学校において平成23年4月の開校を目指して実施計画を検討しています。この取組みを通して得られた課題や実践を踏まえて、更なる設置についても検討をしていきます。	

番号	素案における章	意見分類	意見内容（要旨）	区の考え方 ◎：案へ反映するもの ○：既に反映済のもの △：今後の具体化で参考とするもの ※：その他のもの □：案への反映が困難なもの	対応		
104	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリック コメント	光が丘第五小学校で、区民による地域活性化のための活動支援センターとしての活動場所を提案する。	成熟した少子高齢社会を迎え、区民による様々な地域活動の活性化を図り、区と活動団体との協働、また活動団体同士の協働により、豊かな社会の構築を進めることが不可欠であると考えています。 今回の跡施設の活用には盛り込んでおりませんが、地域活動団体との協働の進め方や活動拠点の整備について、現在別途検討を進めているところです。 今回の4校の学校跡施設の活用については、光が丘地区の課題も踏まえつつ、全区的視野から練馬区が抱える課題を解決するために利用することを視点としており、公共的利用を行う跡施設については、現在の区の長期計画において整備を行うことを定めているものの未整備の施設や次期の長期計画において整備を想定する施設の整備を計画に盛り込んでいます。 光が丘地区における地区区民館等の地域で利用する施設についての計画的な整備については完了しています。しかし、小学校がこれまで地域のコミュニティ形成の場となっていた点に配慮し、地域の方々が気軽に立ち寄れる地域交流コーナーを光が丘第二小学校および第五小学校跡施設に設置することを計画しています。 また、光が丘第五小学校に設置する文化芸術・多文化共生支援施設は貸し館的な機能も予定しており、地域の方々の様々な活動にご利用頂けるものと考えています。	□		
105	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリック コメント	地域福祉団体の活動拠点として部屋単位で貸し出すことはできないのか		□		
106	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリック コメント	光が丘の50～70代の住民は地域活動に様々なかたちで関わっている。住民やNPO等が活動できる場として、一施設をその場として開放してほしい。		今回の4校の学校跡施設の活用については、光が丘地区の課題も踏まえつつ、全区的視野から練馬区が抱える課題を解決するために利用することを視点としており、公共的利用を行う跡施設については、現在の区の長期計画において整備を行うことを定めているものの未整備の施設や次期の長期計画において整備を想定する施設の整備を計画に盛り込んでいます。 光が丘地区における地区区民館等の地域で利用する施設についての計画的な整備については完了しています。しかし、小学校がこれまで地域のコミュニティ形成の場となっていた点に配慮し、地域の方々が気軽に立ち寄れる地域交流コーナーを光が丘第二小学校および第五小学校跡施設に設置することを計画しています。 また、光が丘第五小学校に設置する文化芸術・多文化共生支援施設は貸し館的な機能も予定しており、地域の方々の様々な活動にご利用頂けるものと考えています。	○	
107	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	地域の交流スペースが少ない。光が丘地区区民館では倍率が高く、朝から並んでいる状態である。				
108	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	学校跡施設の中に地域交流の場を設けるとい話を聞いているが、実際にはどのような場を考えているのか。				
109	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	素案では地域コミュニティのスペースが少ない。もっと大きくしてほしい。				
110	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	住民の活動場所と機材の保管場所が足りないが今回の素案ではスペースが足りない。				
111	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	4校で16,000㎡とあるが、地域住民が使えるものは全部足しても200㎡、1～2%程度しかないというのはおかしい。住民にとってもっと便利になった、魅力的だというものに変えてほしい。				
112	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	産業振興を地域振興にあらためて欲しい。現在、光が丘地域には自治会施設もない。三小、七小はそんなスペースにしてほしい。				
113	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリック コメント	たまりカフェを作るなど、コミュニティ広場を作ってほしい。				
114	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリック コメント	民活の導入以外は過剰な案件で、区民にメリットがなく反対である。民活の導入も具体性に欠け、よくわからない。跡地を民間に売却し、売却益で地方税を下げれば生活の一助になる。それが難しいならば、医療・介護・教育等、光が丘地域のためになる税金の使い方をしてほしい。				□

番号	素案における章	意見分類	意見内容(要旨)	区の方 ◎：案へ反映するもの ○：既に反映済のもの △：今後の具体化で参考とするもの ※：その他のもの □：案への反映が困難なもの	対応
115	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリック コメント	民間企業に貸し付けるのではなく、高齢者福祉、コミュニティ等の公共施設とすべきである。	<p>学校跡施設は、建築後20年程度しか経っておらず、小学校として60年間利用できる施設として建てられていることから、適正な維持管理を行うことにより、今後相当期間利用することが可能です。このため、今回の跡施設の活用計画では、現状の躯体や設備を可能な限り生かせる利用方法を計画しています。</p> <p>また、高齢化が進捗すると想定される光が丘地域においては、若年、壮年世代の人々が来訪する施設を整備することにより、まちの活性化にも資すると考えています。</p> <p>特別養護老人ホーム等高齢者施設の整備は、区の喫緊の課題であると認識しているところです。区では、高齢者施設の整備は、民間活力活用の観点から、民間法人による民有地を借り上げての施設整備、運営を区が支援する手法や事業者と土地所有者とのマッチングによる整備、大規模団地建替えの際の誘致、区有地の活用など多様な手法を活用して整備の促進を図ることとしています。このため、民間利用を計画する跡施設では、こうした福祉施設としての利用者の応募も想定しております。</p> <p>ただし、跡施設を特別養護老人ホーム等高齢者施設として利用するには、多額の改修費用が必要となるうえ、施設の使い勝手や効率性等に課題があり、跡施設の現状を生かした有効活用という点での効果は低くなるなどの課題があります。</p> <p>光が丘地域では地区区民館等の施設についての計画的な整備については完了しています。しかし、小学校がこれまで地域コミュニティの形成の場ともなっていた点について配慮し、地域の方々が気軽に立ち寄れる、地域交流コーナーを光が丘第二小学校および第五小学校跡施設への設置を計画しています。</p> <p>また、第五小学校に設置する文化芸術・多文化共生支援施設には、様々な活動に利用できる貸し出し施設も整備する予定であり、地域の方々の利用も可能となると考えています。</p>	○ □
116	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリック コメント	民間企業に貸し付ける2校は、幼稚園、レストラン、小規模多機能施設、グループホーム、訪問看護、ケア付住宅の複合型福祉マンションに活用してほしい。		
117	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリック コメント	老人ホーム等介護サービスを提供する施設が望ましい。		
118	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリック コメント	高齢者センター的な機能を盛り込まなかったのはなぜか。		
119	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリック コメント	老人ホーム、コミュニティ施設、公園等近隣住民や区民が利用できる施設ならば賛成だが、それ以外は反対である。		
120	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリック コメント	小学校の役割を終えた後、突然民間に貸与するのは住民のことを無視した横暴な行為だ。民間企業に貸し付けるのではなく、増える高齢者のための施設とすべきである。		
121	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリック コメント	経済的・精神的にも家族の負担が大きい現状を少しでも緩和するためにも特別養護老人ホーム、介護老人保健施設を設置してほしい。		
122	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリック コメント	特別養護老人ホームを設置してほしい。		
123	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリック コメント	一学級20人とした上で、施設があまったら老人ホームのようなものとする。		
124	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	重要な問題として保育と介護の問題があり、施設が圧倒的に足りない。長期計画も出ているが明らかな方向性が見えない。施設整備にはある程度まとまった規模の敷地が必要である。そのあたりをどう考えたのか。今回はとても大きなチャンスでもある。これから考える余地はあるのか。		
125	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	高齢者施設にするには改修費用が多く掛かるので手をつけないということか。法律的には構わないのではないのか。		
126	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	高齢者施設が光が丘地域に欲しい。せっかくのスペースなのでグループホーム等も欲しい。		
127	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	なぜ高齢者施設は光が丘の中にできないのか。25年前に入居した時、廃校の一つは高齢者施設になると聞いた。		
128	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	介護人材育成研修センターは入っているが、高齢者への対策が素案の中に全く反映されていないのはなぜか。		
129	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリック コメント	光が丘第七小学校を、区内にとっても不足しているリハビリ施設として利用する。		

番号	素案における章	意見分類	意見内容(要旨)	区の方 ◎：案へ反映するもの ○：既に反映済のもの △：今後の具体化で参考とするもの ※：その他のもの □：案への反映が困難なもの	対応	
130	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリッ クコメン ト	光が丘第七小学校を、リハビリ施設として利用すると同時に老人同士のコミュニティの場として校舎内を利用する。	番号115～129に同じ。 障害者福祉関係では、中村橋の心身障害者福祉センターから発達に心配のある子供に対する発達支援を行う機能を移転・拡充した施設として、(仮称)こども発達支援センターを設置します。 保育園等の子育て関連施設の整備は、区の喫緊の課題であると認識しているところです。区では、保育園の整備について民間活力を活用した整備を進めていくこととしています。このため、民間利用を計画する跡施設では、こうした施設としての利用者の応募も想定しております。ただし、跡施設を保育園として利用するには、光が丘地域は他地域に比べ保育園の待機児は少なく、一定程度充足しているという状況であることが課題となります。	○ □	
131	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	その他	夫が認知症になり、入居できる施設を探すのにとっても苦労した。これから認知症の人がどんどん増えると思う。認知症専門の入居施設・病院を作してほしい。		○ □	
132	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリッ クコメン ト	障害を持つ人が多いのにも係わらず、光が丘地域には光が丘福祉園しかなく、満杯である。跡施設には障害者の日中活動の場である通所する福祉園を設置してほしい。		○ □	
133	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリッ クコメン ト	託児所、保育園を設置してほしい。それらができることはそこで働く人が仕事を得ることでもある。		○ □	
134	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリッ クコメン ト	昼は保育園、夜は保育所にするのがよい。			
135	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリッ クコメン ト	保育園が足りない。			
136	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	保育等の施設として使うことも考えて欲しい。			
137	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	保育園も可能ではないのか。			
138	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリッ クコメン ト	待機児童問題などに対応し、保育園の新設など、これからを担う子供の育成に跡施設利用はできないのか。			
139	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリッ クコメン ト	光が丘第二小学校には隣接する公園があり、区立光が丘あかね幼稚園があるので、これを校舎1F部分を幼稚園、保育園の利用施設とした認定こども園として利用する。			
140	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリッ クコメン ト	区立あかね幼稚園を認定こども園とした後の区立光が丘あかね幼稚園跡地は時間外保育施設とする。			
141	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	第三小学校について高齢者居住施設への転用は可能なのか。また、改修時にエレベーターは設置は可能か。			※
142	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリッ クコメン ト	各跡施設にはエレベーターが設置されていないが、エレベーターを設置してもらえるのか。			

番号	素案における章	意見分類	意見内容(要旨)	区の方 ◎：案へ反映するもの ○：既に反映済のもの △：今後の具体化で参考とするもの ※：その他のもの □：案への反映が困難なもの	対応
143	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリック コメント	貸し出す必要があるのならば、宿泊・日帰り福利厚生施設とするのがよいのではないか。	平成20年度に設置した学校跡施設活用検討会議においても泊まる・住むなどの24時間稼働する施設の可能性についての検討が行われたところですが、学校の跡施設に宿泊等の機能を持たせるためには水周りの設置等に相当程度の改修費用が見込まれること、また、施設設置後の運営者や運営方法等の点からも課題があることから、跡施設での整備は困難であると考えています。	□
144	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	光が丘の小学校の一部は将来老人ホームに転用しやすい設計にしてあるのか。	小学校の用途として設計施工したものであり、老人ホームへの転用を想定した設計は行っていません。	※
145	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	練馬区の職員から「8校の小学校は将来4校になり、閉校した学校施設は老人ホームにする」と聞いたという住民がいる。当時、練馬区の職員はそのような発言はしていないのか。	過去、練馬区の職員から、こうした発言はしていないと考えます。	※
146	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	説明会で、老人ホームへの転用のための改修にはかなりの金額がかかり、新築とあまり変わらないという説明があった。例えば、光三小を老人ホームにした場合、どのくらいの改修費用となるのか。また、同程度の床面積の老人ホームを新築した場合の費用はどのくらいか(土地代は別とする)。	他の自治体の事例からの類推の試算ですが、光が丘第三小学校を特別養護老人ホームに転用した場合、改修に要する経費として少なくとも10億円を超える費用がかかるものと想定されます。また、光が丘第三小学校と同様の床面積を持つ特別養護老人ホームを新築した場合においても、近隣の事例ではこれを下回る経費でできているものもあります。	※
147	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	その他	光が丘第三小学校は教育施設としてだけではなく、近隣のレクリエーション施設としても大きな役割を持つが、その代替を区はどう考えるのか。	光が丘地区の4つの小学校跡施設を同時期に再活用することから、それぞれの特徴に合わせて、公共利用や民間利用など多様な利用方法を計画しています。 光が丘第三小学校については、中学校との併設施設でなく、独立した施設として利用可能であるなどの立地条件等を考慮し、民間事業者の誘致を図る施設として計画しました。 また、第二小学校および第五小学校については、体育館やグラウンドについては、区民の方が利用できるようにしていきます。	※
148	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	その他	世田谷区の旧池尻中学校は区に役立つというのではなく、地域にとって役立つという視点で考えられた。光が丘第三小も地域住民に受け入れられる施設、地域に開かれた企業ということで考えてほしい。	光が丘第三小学校については、中学校との併設施設でなく、独立した施設として利用可能であるなどの立地条件等を考慮し、民間事業者の誘致を図る施設として計画しました。 借り受ける民間事業者については、周辺の住環境との調和や地域にお住まいの方々との協調関係を築ける事業者を誘致していきます。	◎
149	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	その他	学校跡地に障害者や高齢者の福祉作業所のような施設を実験的にオープンし、草花の鉢植えの栽培などができないか。	今回の4校の学校跡施設の活用については、光が丘地区の課題も踏まえつつ、全区的視野から練馬区が抱える課題を解決するために利用することを視点としており、公共的利用を行う跡施設については、現在の区の長期計画において整備を行うことを定めているものの未整備の施設や次期の長期計画において整備を想定する施設の整備を計画に盛り込んでいます。 ご指摘の内容は、計画に盛り込んでおりませんが、ご意見として受け止めます。	□

番号	素案における章	意見分類	意見内容(要旨)	区の方 ◎：案へ反映するもの ○：既に反映済のもの △：今後の具体化で参考とするもの ※：その他のもの □：案への反映が困難なもの	対応
150	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリック コメント	地域福祉パワーアップカレッジでは優秀な人材が育っています。地域福祉パワーアップカレッジの拠点を設けてくれば、地域に還元する活動ができると確信している。	総合教育センターの跡施設を地域活動を担う人材の育成等を行う(仮称)ねりま区民大学として活用する予定です。地域福祉パワーアップカレッジについては、その中で整備する計画です。総合教育センターが学校跡施設に移った後の平成25年度の開設を目指し、検討していきます。	○
151	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリック コメント	地域福祉パワーアップカレッジの活動場所を早急に確保して欲しい。具体的に何年後か。		
152	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリック コメント	長期計画の中で整備を急ぐべき施設のうちパワカレだけが除外されている。地域福祉パワーアップカレッジの活動場所を確保して小学校の跡地を欲しい。		
153	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	新長期計画の積み残しとして地域福祉パワーアップカレッジがあるが、今回入っていないのはなぜか。		
154	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリック コメント	現在、日大病院は区に経営支援を求めているが、日大病院建替の可能性はあるのか。また、建替までの期間を明らかにしてほしい。	現在の日本大学医学部付属練馬光が丘病院は、地域の中核的病院としては手狭な状況にあり、また、今後老朽化も更に進んでいくこととなり、大規模な改修や建替が必要になると考えています。この大規模な改修や建替を円滑に進めるための選択肢の一つとして、光が丘第七小学校跡用地を関連用地として活用することを想定しています。 日本大学医学部付属練馬光が丘病院施設は、区が所有するものであり、区と日本大学医学部との賃貸契約が終了する時期を迎える10年後までの間に、大規模な改修や建替の検討が具体化するものと区では判断しています。このため、関連用地としての光が丘第七小学校跡用地の活用方法の詳細については、今後検討していくものであります。 区では、日本大学医学部付属練馬光が丘病院とは、この問題も含め定期的に意思疎通を図っています。	※
155	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	第七小にはいずれ日大病院が入ることだが、日大病院とはどれだけ区と打ち合わせをしていて、どういう設定がなされているのか。診療科でこういうところに力を入れていく、入院者はどの位、関連施設はこの位など具体的な数字が出てきていない。		
156	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	日大病院の担当者と話した。病院として改修は不可能と考えているようである。区からこの素案について何も聞いていないと言っていた。それなのにこの話が出てくるのは不可解である。		
157	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	パブリック コメント	必要であるのならば、第七小をすぐに改装して老人専用の病院にする。		
158	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	その他	練馬区は病院が不足している。病院がほしい。	練馬区においては、人口に比する病床の数が少なく、病床の増加が重要な課題です。また、救急医療体制の整備も同様に重要な課題です。 これらの課題の解決については、今後も積極的に取り組んでいきます。	※
159	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	その他	子供が救急車で運ばれた時、なかなか受け入れてくれる病院が見つからなかった。救急医療対応の施設を。		
160	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	光七小を病院建替えの関連用地として使う場合、校舎の改修工事にはどのくらいの費用と見込んでいるか。また、その費用は区が負担するのか、それとも病院か。	光が丘第七小学校を、将来の日本大学医学部付属練馬光が丘病院施設の建替え時等の関連用地として活用することとしていますが、病院関連用地としての活用の具体化については、数年から10年程度先のことを考えており、工事の内容及びその負担のあり方については、現時点では検討していません。	※
161	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	今ある総合教育センターはどうなるのか。	今後、総合教育センターについては現行の機能の多くが光が丘第二小学校跡施設に移転することから、現行の総合教育センター施設については地域活動を担う人材の育成や生涯学習活動の場として、(仮称)ねりま区民大学を設置する予定です。総合教育センターが学校跡施設に移った後の平成25年度の開設を目指し、検討していきます。 また、(仮称)こども発達支援センターでは18歳未満の子供の支援、中村橋の心身障害者福祉センターでは成人の支援中心と役割を分担していく予定です。	※
162	第4 学校跡施設 の活用 の基本的 な考え方	説明会	総合教育センターと心身障害者福祉センターの今後の利用形態はどうなるのか。		

番号	素案における章	意見分類	意見内容(要旨)	区の方 ◎:案へ反映するもの ○:既に反映済のもの △:今後の具体化で参考とするもの ※:その他のもの □:案への反映が困難なもの	対応
163	第4 学校跡施設 の活用の基本 的な考え方	説明会	(仮称)学校教育支援センターは教員の研修の場を作るとあるが、具体的にどのような教育の支援をするのか。	定年による教員の大量退職が今後しばらく続き、人材構成が大きく変わるため、これからは今まで以上に教員の育成が必要とされています。(仮称)学校教育支援センターにおける研修の内容としては、初任者研修や10年目研修などの職層研修や科目別の研修など多岐に亘ります。現在、総合教育センターでは、教育図書および教育資料をそれぞれ約4千点所蔵するとともに教育研究調査員を配置しています。今後も教員の教育研究活動を支援するため、ニーズにあった図書・資料の収集に努めます。また、学校教育支援センターには、いつでも教育研究活動を行うことができるよう研修室を整備します。	△
164	第4 学校跡施設 の活用の基本 的な考え方	パブリック コメント	学校跡施設を、毎日の授業計画に直接利用できる図書資料を収蔵した、常時人がいて相談(会議)もできる教育実践に密着した教育研究所とすべき。		
165	第4 学校跡施設 の活用の基本 的な考え方	説明会	例えばプラネタリウムなど、子供達が学習できる場を設けて欲しい。	現在の総合教育センターでも区内の小中学校を活用しながら科学教室を実施してきましたが、(仮称)学校教育支援センターが整備されれば今後、理科室等の既存施設を活用して科学教室等の拠点として提供していきます。	△
166	第4 学校跡施設 の活用の基本 的な考え方	説明会	科学実験ができるような施設を作って、子供達が充実した科学を学べる場が欲しい。		
167	第4 学校跡施設 の活用の基本 的な考え方	パブリック コメント	光が丘第二小の学校教育支援センター、光が丘第五小のこども発達支援センター等に利用期間が示されていないが、全区的な施設として将来もこの地で施設を充実させていくのか。	跡施設の利用は、光が丘第七小学校における暫定的な利用を除き、通常の公共施設と同様な本格的な利用であり、各施設ともに当該施設での運営の充実を図っていきます。	○
168	第4 学校跡施設 の活用の基本 的な考え方	パブリック コメント	光が丘第五小は障害児の発達支援を行う施設になるとのことだが、そこでは理学療法士の活躍する場はあるのか。募集がある場合はいつ、どういう形で行われるか。	(仮称)こども発達支援センターの運営形態や人員配置の具体的検討はこれからとなります。	※
169	第4 学校跡施設 の活用の基本 的な考え方	パブリック コメント	スペイン語を母語とする人への活動の場があるのなら、ボランティアとしてかかわってみたい。	光が丘第五小学校跡地に整備を計画している文化芸術・多文化共生支援施設においては、外国人の生活支援も事業の一環として行う予定ですが、その具体的な内容については今後の検討となります。ご意見として受け止めます。	△
170	第4 学校跡施設 の活用の基本 的な考え方	パブリック コメント	民間企業に貸し付ける場合、校舎の3Fまたは体育館のみにスペースを限定してほしい(つまり700㎡~1,000㎡)	一括貸与では、借受者の利用の自由度が広がるとともに、跡施設全体の管理を一体的に行うことができ、保安上の厳格な管理が行いやすくなる等の利点があります。また、校舎のみ貸与する場合は、体育館および校庭は公共利用になることが想定されます。この場合、一つの敷地内の施設を複数の者が管理・利用(体育館・校庭は不特定多数が利用)することとなり、管理主体及び問題発生時の責任の所在の不明確化など、安全管理上の課題が多いと考えられます。	□
171	第4 学校跡施設 の活用の基本 的な考え方	説明会	貸与スペースは小学校の3階、体育館のみ限定して貸し出して欲しい。	このため、民間利用者への跡施設の貸与については、校舎、体育館、校庭の跡施設を一括して貸与することを予定しています。20年度に設置した「学校跡施設活用検討会議」においては、世田谷区の旧池尻小学校ではありませんが、他自治体の事例についても参考にし検討を行っています。	
172	第4 学校跡施設 の活用の基本 的な考え方	説明会	光三小は全て一括して企業に貸して、校庭等が住民に利用できるかどうかは企業次第ということだが、教育委員会が管理するところを残して欲しい。		
173	第4 学校跡施設 の活用の基本 的な考え方	その他	世田谷のものづくり学校は一括ではなくて区分けして貸し出している。とてもいいと思うが、それは検討したか。		
174	第4 学校跡施設 の活用の基本 的な考え方	その他	世田谷区の旧池尻中学校は校舎は貸し出しているが、体育館とグラウンドは教育委員会が所管している。地元にも開かれており、こういう施設を考えてほしい。		

番号	素案における章	意見分類	意見内容（要旨）	区の方 ◎：案へ反映するもの ○：既に反映済のもの △：今後の具体化で参考とするもの ※：その他のもの □：案への反映が困難なもの	対応
175	第5施設ごとの活用計画	説明会	ビニールハウスなど仮設施設は建てられるのか。	跡施設については、現時点では既存の都市計画法や建築基準法の規制により、改築や増築を行うことはできませんが、建築基準法に基づいて、仮設建築物と認められる場合については、建築が可能です。	※
176	第5施設ごとの活用計画	説明会	光が丘の小学校の校庭にプレハブ校舎を立てることは法律上可能か。	既存の校舎等を活かして活用するので、建替えは考えていません。 また、小学校としての用途でなく、新たな用途として活用する場合は、原則として都市計画の見直しが必要となります。 このため、転用を計画する新たな用途に適合する都市計画への見直しを図ります。	※
177	第5施設ごとの活用計画	説明会	小学校の建物は建替えをしないのが前提か。用途変更とか建替えは考えないのか。	既存の校舎等を活かして活用するので、建替えは考えていません。 また、小学校としての用途でなく、新たな用途として活用する場合は、原則として都市計画の見直しが必要となります。 このため、転用を計画する新たな用途に適合する都市計画への見直しを図ります。	※
178	第5施設ごとの活用計画	説明会	都市計画法について理解できない。現行では小学校だが、変えた際にはいろんなものに活用できるようにするということか。	既存の校舎等を活かして活用するので、建替えは考えていません。 また、小学校としての用途でなく、新たな用途として活用する場合は、原則として都市計画の見直しが必要となります。 このため、転用を計画する新たな用途に適合する都市計画への見直しを図ります。	※
179	第5施設ごとの活用計画	説明会	光二小の計画と光三小の計画を交換する場合に問題となるのは、光二小の跡地に民間業者が入った場合、隣接する中学校の教育環境の問題だけか。それ以外にあるのなら具体的に示してほしい。	4校の跡施設の活用方法については、位置や隣隣施設など立地条件や転用可能な施設内容など、それぞれの跡施設の特徴等を踏まえ計画しています。 また、統合再編により将来教室数が不足するとの懸念は持っておりませんので、跡施設を再度学校として利用することは想定していません。 従って、光が丘第二小学校と第三小学校の活用方法の入れ替えの考えはありません。	□
180	第5施設ごとの活用計画	説明会	教室の余分が一番足りないと思える光一小と光二小の統合新校のためにも、光二小の跡地はすぐに使用することはせず、しばらく跡地のままにしておくか、他の団体に貸し出すにしても、単年度契約の借用にしたらどうか。その場合、跡地利用の素案にある、光二小の計画と光三小の計画を交換したらどうか。	4校の跡施設の活用方法については、位置や隣隣施設など立地条件や転用可能な施設内容など、それぞれの跡施設の特徴等を踏まえ計画しています。 また、統合再編により将来教室数が不足するとの懸念は持っておりませんので、跡施設を再度学校として利用することは想定していません。 従って、光が丘第二小学校と第三小学校の活用方法の入れ替えの考えはありません。	□
181	第5施設ごとの活用計画	説明会	光三小の改修工事の費用は誰が負担するのか。	外壁・屋上防水等の施設の基幹的構造にかかわる部分の工事については、施設所有者である区が負担し、建物内の工作部分の改修や借受者の特質による付加設備工事については、テナント工事として借受者が負担することを基本とします。	※
182	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	民間への貸し出し施設の設備設置負担に関しては練馬区で予算化し、負担してもらえるのか。	外壁・屋上防水等の施設の基幹的構造にかかわる部分の工事については、施設所有者である区が負担し、建物内の工作部分の改修や借受者の特質による付加設備工事については、テナント工事として借受者が負担することを基本とします。	※
183	第5施設ごとの活用計画	その他	用途が変わるが用途変更について協議は整っているのか。都と協議して問題点は明らかになっているのか。	現在、活用基本計画の検討と並行して、東京都等関係機関との協議を進めているところであり、今後、活用基本計画の策定を受けて、必要に応じて都市計画等の見直しを行っていきます。	※
184	第5施設ごとの活用計画	その他	民間に貸す場合、その企業によって用途地域を企業にとって都合のいいように変えるのか。	現在、活用基本計画の検討と並行して、東京都等関係機関との協議を進めているところであり、今後、活用基本計画の策定を受けて、必要に応じて都市計画等の見直しを行っていきます。	※
185	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	第三小学校を利用している野球チームに子供が在籍している。民間貸与となると、練習場として使えなくなることを危惧している。代替地の確保、貸与先の民間事業者者にグラウンド貸付を頼んでほしい。	民間事業者への貸与を計画している光が丘第三小学校跡施設については、管理上の問題などの点から校舎、体育館、グラウンド等の施設の一括貸与を予定しているため、体育館およびグラウンドの区民利用を貸与の際の必須条件とすることとはしておりません。しかし、借受者には、地域との良好な協調を図れる事業活動を営むことを要請することとしており、借受者の判断により、事業活動に支障のない範囲で、体育館およびグラウンドの区民への利用開放を行うこともありうるものと想定しています。	△
186	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	現在子供が軟式野球チームに入っており、光が丘第三小学校のグラウンドを主な練習場所としている。第三小学校の学校開放事業で利用している団体の活動の場を継続して確保するため、貸与先の民間事業者者にグラウンド貸付を頼んで欲しい。	民間事業者への貸与を計画している光が丘第三小学校跡施設については、管理上の問題などの点から校舎、体育館、グラウンド等の施設の一括貸与を予定しているため、体育館およびグラウンドの区民利用を貸与の際の必須条件とすることとはしておりません。しかし、借受者には、地域との良好な協調を図れる事業活動を営むことを要請することとしており、借受者の判断により、事業活動に支障のない範囲で、体育館およびグラウンドの区民への利用開放を行うこともありうるものと想定しています。	△
187	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	野球チームに子供を通わせている。確実に練習ができるのが三小グラウンドしかない。第三小学校の学校開放事業で利用している団体の活動の場を継続して確保するため、貸与先の民間事業者者にグラウンド貸付を頼んで欲しい。	民間事業者への貸与を計画している光が丘第三小学校跡施設については、管理上の問題などの点から校舎、体育館、グラウンド等の施設の一括貸与を予定しているため、体育館およびグラウンドの区民利用を貸与の際の必須条件とすることとはしておりません。しかし、借受者には、地域との良好な協調を図れる事業活動を営むことを要請することとしており、借受者の判断により、事業活動に支障のない範囲で、体育館およびグラウンドの区民への利用開放を行うこともありうるものと想定しています。	△
188	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	野球チームに子供が入っている。三小跡地を民間企業に貸すと聞いた。今まで三小校庭を借りて練習をしてきたが、来年以降の練習場所がなくなる。民間企業に週末は野球少年の子供たちに校庭を貸してもらえるように話を（出来たら約束を）してほしい。	民間事業者への貸与を計画している光が丘第三小学校跡施設については、管理上の問題などの点から校舎、体育館、グラウンド等の施設の一括貸与を予定しているため、体育館およびグラウンドの区民利用を貸与の際の必須条件とすることとはしておりません。しかし、借受者には、地域との良好な協調を図れる事業活動を営むことを要請することとしており、借受者の判断により、事業活動に支障のない範囲で、体育館およびグラウンドの区民への利用開放を行うこともありうるものと想定しています。	△
189	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	民間事業者への貸与条件に、地域住民のコミュニティ活動に配慮する点を盛り込んでほしい。	民間事業者への貸与を計画している光が丘第三小学校跡施設については、管理上の問題などの点から校舎、体育館、グラウンド等の施設の一括貸与を予定しているため、体育館およびグラウンドの区民利用を貸与の際の必須条件とすることとはしておりません。しかし、借受者には、地域との良好な協調を図れる事業活動を営むことを要請することとしており、借受者の判断により、事業活動に支障のない範囲で、体育館およびグラウンドの区民への利用開放を行うこともありうるものと想定しています。	△

番号	素案における章	意見分類	意見内容（要旨）	<div style="text-align: right;">区の考え方</div> ◎：案へ反映するもの ○：既に反映済のもの △：今後の具体化で参考とするもの ※：その他のもの □：案への反映が困難なもの	対応
190	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	第三小学校の学校開放事業で利用している団体の活動の場を継続して確保するため、その状況を調査し、その利用状況を損なわない方策を盛り込んでほしい。	学校開放事業により現在グラウンド、体育館を利用している団体の活動状況については、調査し把握しています。 これまで利用してきた団体については、統合新校において可能な限り公平に利用できるよう調整していきます。	
191	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	学校施設の利用が既得権化していないか精査し、利用の公平性を失わないようにしてほしい。	また、公共的な利用を計画している光が丘第二小学校跡施設のグラウンドおよび体育館、光が丘第五小学校跡施設のグラウンドについては、区民利用が行えるよう活用する予定であり、抽選などによる公平な利用を検討していきます。	△

番号	素案における章	意見分類	意見内容（要旨）	区の方 ◎：案へ反映するもの ○：既に反映済のもの △：今後の具体化で参考とするもの ※：その他のもの □：案への反映が困難なもの	対応
192	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	光三小の体育館については地元の集会や地元子供たちのクラブ活動として利用されている。		
193	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	少年野球チームで第三小学校の校庭を利用している。校庭が使えなくなると練習場所がなくなり、途方に暮れる。区の事業計画として進めなければならないのは仕方ないと思うが、工事中の利用や代替りの練習場所の優先使用などの配慮をしてほしい。		
194	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	子供たちが思い切りスポーツを出来る場所が無くて困っている。練習する場所が無いのは残念。第三小学校の学校開放事業で利用している団体の活動の場を継続して確保してほしい。		
195	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	少年野球で第三小学校を利用しているが、使えなくなるとチームの存続に関わる。どのチームにも公平な利用への見直し、代替地の確保もしくは貸与先に民間事業者にグラウンド貸付を頼んで欲しい。	学校開放事業は、学校教育に支障のない範囲で、学校施設の有効活用を図るものであることから、跡施設において開放事業を実施することは困難です。	
196	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	第三小学校を少年野球で利用している。今もグラウンド確保が困難なのにそれ以上になるのは、野球をするなどと言っているようなもの。閉鎖される学校を利用していた団体には優先的に利用できる環境をつくってほしい。	これまで、学校開放事業により利用してきた団体については、統合新校において可能な限り公平に利用できるよう調整していきます。	
197	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	第三小学校を少年野球で利用している。校庭が使用できないと練習ができない。未来を担う子供達に好きなことを思い切りできる環境を作るのが行政の務めだ。引き続き校庭を使用できるようにしてほしい。	また、公共的な利用を計画している光が丘第二小学校跡施設のグラウンドおよび体育館、光が丘第五小学校跡施設のグラウンドについては、区民利用が行えるよう活用する予定であり、抽選などによる公平な利用を検討していきます。	
198	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	野球チームで週末練習させてもらっている。隣の二中でもグラウンドを借りて練習しているが、部活がかなり活発になり、なかなか練習場所に困っている中、三小も使えなくなるとチーム自体に影響が出る。どうか少しでも長く練習できるようにしてほしい。	民間事業者への貸与を計画している光が丘第三小学校跡施設については、管理上の問題などの点から校舎、体育館、グラウンド等の施設の一括貸与を予定しているため、体育館およびグラウンドの区民利用を貸与の際の必須条件とすることとはしておりません。しかし、借受者には、地域との良好な協調を図れる事業活動を営むことを要請することとしており、借受者の判断により、事業活動に支障のない範囲で、体育館およびグラウンドの区民への利用開放を行うこともありうるものと想定しています。	△
199	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	野球チームでコーチ指導している。来年度から光が丘第三小学校が民間に貸し出され、グラウンドが使えなくなると大変困る。今現在も練習場所が少なく、重要な練習場所となっている。引き続き使用できるようお願いしたい。		
200	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	各小学校にはサッカー、野球チームがあり、統合にあたり、これらの練習場所が益々取りにくくなる。しかし、対策の提案がなく、統合で、なくなる側のグラウンド使用チームが不利になったり、子供達の活動が減る事はやむをえないのか。4箇所の跡地のうち、どこかがグラウンドになると期待していた。子供たちのために、思い切りスポーツできる環境を作してほしい。	なお、平成22年4月の統合再編後においても、跡施設の改修工事や本格的利用を行うまでの間については、可能な限り区民の利用が行えるようにします。	
201	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	第三小学校を少年野球で利用している。三小を使えなくなると練習場所がなくなり本当に困る。工事中も含め校庭はこれまでの利用団体がこれからも使えるようにしてほしい。閉鎖される学校を利用していた団体には優先的に利用できる環境をつくってほしい。		
202	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	第三小学校を少年野球で利用している。チームにとって唯一毎週使える校庭がないとチームの存続問題になる。このまま校庭を使用できるように検討してほしい。地元が校庭を使えることを条件に企業を選んでほしい。		

番号	素案における章	意見分類	意見内容（要旨）	区のお考え方 ◎：案へ反映するもの ○：既に反映済のもの △：今後の具体化で参考とするもの ※：その他のもの □：案への反映が困難なもの	対応
203	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	第三小学校を少年野球で利用している。校庭が使えなくなると練習場所がなくなりチームの存続にも関わり困る。三小跡地でも他の場所でも構わないので、閉鎖される校庭を利用していた団体が優先的に利用できる場所を確保してほしい。	番号192～202に同じ。	△
204	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	第三小学校の学校開放事業で利用している。三小が民間に貸し出されることになれば、確実に練習場所を失う。団体の活動の場を継続して確保するため、閉鎖される学校を利用していた団体には優先的に利用できるように区は企業に働きかけてほしい。		
205	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	第三小学校を少年野球で利用している。親は校庭確保に今でさえ大変苦労している。工事中でも校庭は使えるようにしてほしい。今後民間に貸しても校庭を少年スポーツに貸してほしい。校庭の使用が無理なら代替りの校庭を確保してほしい。いきなり練習の場を奪われては困る。		
206	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	光が丘第三小学校の校庭は、全面を芝生張りに改造し、少年サッカーを練馬地域で展開している少年サッカーチームに優先使用権を与えたサッカー場の利用を提案する。		
207	第5施設ごとの活用計画	その他	光三小のグラウンドや体育館は開放できないのか。		
208	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	光が丘第三小学校の体育館は学校施設利用者への開放を目的とし、一般開放を継続的に実施することを提案する。		

番号	素案における章	意見分類	意見内容（要旨）	区のお考え方 ◎：案へ反映するもの ○：既に反映済のもの △：今後の具体化で参考とするもの ※：その他のもの □：案への反映が困難なもの	対応
209	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	光が丘第五小学校の校庭の活用は、少年野球チームの利用に優先権を与えた天然芝野球場の設立を提案する。	公共的な利用を計画している光が丘第五小学校跡施設のグラウンドについては、区民利用が行えるよう活用する予定ですが、特定の種目や団体に偏ることなく、抽選などによる公平な利用を検討していきます。	□
210	第5施設ごとの活用計画	その他	これまで体育館やグラウンドを利用していたのが民間が入って使えなくなった場合、希望すれば補償してくれるのか。	補償については困難ですが、公共的な利用を計画している光が丘第二小学校跡施設のグラウンドおよび体育館、光が丘第五小学校跡施設のグラウンドについては、区民利用が行えるよう活用する予定であり、抽選などによる公平な利用を検討していきます。 民間事業者への貸与を計画している光が丘第三小学校跡施設については、管理上の問題などの点から校舎、体育館、グラウンド等の施設の一括貸与を予定しているため、体育館およびグラウンドの区民利用を貸与の際の必須条件とすることとはしておりません。 しかし、借受者には、地域との良好な協調を図れる事業活動を営むことを要請することとしており、借受者の判断において、事業活動に支障のない範囲で、体育館およびグラウンドの区民への利用開放を行うこともありうるものと想定しています。 また、平成22年4月の統合再編後においても、跡施設の改修工事や本格的利用を行うまでの間については、可能な限り区民の利用が行えるようにします。	※
211	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	光が丘第三小学校の体育館とグラウンドは春の風小学校の第二施設として位置づけ、教育委員会の管轄のもと区民利用ができるようにすべきだ。	民間事業者への貸与を計画している光が丘第三小学校跡施設については、管理上の問題などの点から校舎、体育館、グラウンド等の施設の一括貸与を予定しているため、体育館およびグラウンドの区民利用を貸与の際の必須条件とすることとはしておりません。 しかし、借受者には、地域との良好な協調を図れる事業活動を営むことを要請することとしており、借受者の判断において、事業活動に支障のない範囲で、体育館およびグラウンドの区民への利用開放を行うこともありうるものと想定しています。	□
212	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	光が丘第二小学校校庭は中学校の部活動支援策としてテニスコートの整備を行い、中学生が使用しない時はソフトテニス専門のテニススクールに活用する。	公共的な利用を計画している光が丘第二小学校跡施設の体育館およびグラウンドについては、区民利用が行えるよう活用する予定であり、抽選などによる公平な利用を検討していきます。特定の種目・団体だけの利用は想定していません。	□
213	第5施設ごとの活用計画	説明会	学校開放事業で利用している団体など、定期的に利用している団体はどの程度あり、こういった活動をしているか把握しているのか。	定期的な利用団体とその活動内容については把握しています。統合再編される8校全体では体育館の利用が約50団体であり、校庭は約20団体が利用しています。	※
214	第5施設ごとの活用計画	説明会	現在サッカーチームのコーチをしているがグラウンドが使えなくなる。民間に貸し出されると使っている団体が全て使えなくなるが、統合先の学校でも同様の団体がいて借りられない。どうやって調整していくのか。	学校開放事業としては、それぞれの統合新校において、統合となる小学校のどちらかが優先的に使うのではなく、どちらも同じ立場で可能な限り公平となるよう、譲りあって利用していただくよう調整していきます。また光が丘第二小学校、第五小学校の跡施設については、抽選などの公平な方法による利用を検討していきます。	※
215	第5施設ごとの活用計画	説明会	素案では地域の課題と特性を踏まえつつとあるが、そのまま行くと私のチームはずたずたになり、活動できなくなる。区内で広いグラウンドを使えるのは光が丘なので、他の地域からもたくさん子供が来ており、そうしてできているコミュニティがずたずたにされてしまう。地域が豊かになるのと逆で、今までできたものができなくなることは納得できない。	学校開放事業は、学校教育に支障のない範囲で、学校施設の有効活用を図るものであることから、跡施設において開放事業を実施することは困難です。 これまで、学校開放事業により利用してきた団体については、統合新校において可能な限り公平に利用できるよう調整していきます。 また、公共的な利用を計画している光が丘第二小学校跡施設のグラウンドおよび体育館、光が丘第五小学校跡施設のグラウンドについては、区民利用が行えるよう活用する予定であり、抽選などによる公平な利用を検討していきます。	□

番号	素案における章	意見分類	意見内容(要旨)	区の方 ◎：案へ反映するもの ○：既に反映済のもの △：今後の具体化で参考とするもの ※：その他のもの □：案への反映が困難なもの	対応
216	第5施設ごとの活用計画	説明会	子供の健全育成の機会、スポーツ活動の場が奪われることを危惧している。スケジュールだと工事に入らない期間があるので、その期間だけは自主管理という形で今のように使わせて欲しい。	公共的な利用を計画している光が丘第二小学校跡施設のグラウンドおよび体育館、光が丘第五小学校跡施設のグラウンドについては、区民利用が行えるよう活用する予定であり、抽選などによる公平な利用を検討していきます。 また、光が丘第三小学校の跡施設についても、設計期間などについては、可能な限り区民の利用が行えるようにします。	○
217	第5施設ごとの活用計画	説明会	資料の別添図の光二小と光五の跡地の地域交流センターのスペースは、それぞれ教室何教室分か。	素案では、地域の方が気軽に利用できる地域交流コーナーを、概ね普通教室2教室相当分のスペースに設置することを計画しています。	※
218	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	第三小学校が民間企業になるのは絶対反対。近くに避難拠点がなくなり不安である。	光が丘第三小学校跡施設は民間利用者への一括貸与を想定しており、これまでと同様な形で避難拠点として利用することは困難です。 しかし、借受者には、地域との良好な協調を図れる事業活動を営むことを要請することとしており、その中で、可能な範囲で災害時の避難スペースとしての活用について協力を依頼していきます。 また、プールは、品質保持と維持管理上の観点から、閉校後の使用は難しいと考えます。 なお、災害時の避難スペースや緊急物資の備蓄倉庫については、各々の跡施設の利用を踏まえつつ、可能な限り跡施設も活用し、光が丘地区全体で調整し、確保していきます。	△
219	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	第三小学校の体育館、校庭とプールは災害時を含めいつでも地域住民が利用できるように確保し公開してほしい。		
220	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	第三小学校が民間企業に貸し付けされると、避難拠点が無くなり不安である。再考してほしい。		
221	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	第三小は、プールも含め避難拠点として使われることとなっている。別途地震対策でNTT社宅跡を購入しているのに、避難場所をなくするのはおかしいのではないか。		
222	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	光が丘第三小学校跡地を民間企業に貸与すること、またそれに伴い避難拠点としての役割を終わらせる計画について、断固意義を唱える。区民の生活と生命に関わる大切なことを、安易にしかも秘密裏に決定しようとするやり方は許せない。当計画の白紙撤回を求める。		
223	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	体育館やグラウンドはいつでも避難所として使えるようにしてほしい。		
224	第5施設ごとの活用計画	説明会	防災課としては第三小を避難拠点として使えるよう働きかけていくか。		
225	第5施設ごとの活用計画	説明会	避難拠点について。発災時に高齢者は一番近いところに逃げるのが大切だが、その視点が欠けているように思われる。		
226	第5施設ごとの活用計画	説明会	学校が統合された際、第四小全員が避難できるかなど、数値的な検討をしているか。		
227	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	新校となる春の風に1200人の収容能力はなく現実的にも対応が不可能である。		
228	第5施設ごとの活用計画	説明会	光が丘地域は高層住宅であり、発災時にエレベーターが止まり、水をポンプアップできないような場合でのシミュレーションまでしたか。	高層住宅対策、広域避難場所については、地域の方々と引き続き一緒に検討していきます。	※
229	第5施設ごとの活用計画	説明会	高層住宅については4階ごとに備蓄倉庫を設置して欲しい。団地の建物ごとに備蓄倉庫を設けて欲しい。		
230	第5施設ごとの活用計画	説明会	防災課としてどのような考えで地域の避難計画を考えるのか。	災害時の避難スペースや緊急物資の備蓄倉庫については、各々の跡施設の利用を踏まえつつ、可能な限り跡施設も活用し、光が丘地区全体で調整確保し、避難計画を検討していきます。	△
231	第5施設ごとの活用計画	説明会	光が丘公園も住宅地も広域避難場所となっており、発災時には住宅地の中に周辺住民が入ってくることが予想されるが、どう対応するのか。	広域避難場所については、地域の方々と引き続き一緒に検討していきます。	△

番号	素案における章	意見分類	意見内容(要旨)	区の方 ◎:案へ反映するもの ○:既に反映済のもの △:今後の具体化で参考とするもの ※:その他のもの □:案への反映が困難なもの	対応
232	第5施設ごとの活用計画	説明会	統合される4校の避難拠点は必ず現在の形で残して欲しい。	<p>跡施設については、学校でなくなることから、これまで同様な避難拠点としての利用は困難と考えます。従って、現在の避難拠点運営連絡会については、これまでの各連絡会の活動状況を踏まえ、他の運営連絡会との統合など個別に協議します。</p> <p>災害時の避難スペースや緊急物資の備蓄倉庫については、跡施設の各々の今後の利用方法を踏まえつつ、可能な限り跡施設も活用し、光が丘地区全体で調整し、確保していきます。</p>	△
233	第5施設ごとの活用計画	説明会	避難拠点運営連絡会をなぜ統合するのか。		
234	第5施設ごとの活用計画	説明会	今は1校600人であるが、今後1校当たりどの程度で考えるのか。		
235	第5施設ごとの活用計画	説明会	4校は避難スペースとして考えないということか。		
236	第5施設ごとの活用計画	説明会	跡施設に避難スペースを備えていくのか。		
237	第5施設ごとの活用計画	説明会	避難拠点について合併となると今まで築き上げてきたものが無駄になり、残念である。区はどう考えているか。		
238	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	<p>光二小:①託児所を備えた保育園②児童保育所③ショートステイとデイサービスを備えた介護施設④学習困難児や知的に高度な児童にNPOによる特別事業を行う⑤介護者や幼児たちのケアサービススタッフの不足に応じるための育成施設の運営事業</p> <p>光三小:対象をNPO法人まで広げて募集し、事業としては貸事務所、貸し工房などとする。</p> <p>光五小:障害児の発達支援において支援者にボランティアを加えて適応しようとする施設。または視覚障害者のための、相談室・職業訓練室・運動施設などを備えたワンポイントサービスセンター。</p> <p>光七小:医療機能なら区内の開業医(医院)の入院施設。産業機能なら協同利用型の研究開発ラボ。事業誘致としては杉並区の土曜寺小屋のような徹底した補習授業を行うものや高齢者及び障害者の介護施設。区として行うべき施設としては自動倉庫機能を持った図書館あるいは区の保存すべき資料の倉庫。</p>	<p>光が丘第二小学校におけるご提案については、保育園等の子育て関連施設の整備は区の喫緊の課題であると認識しているところです。ただし、跡施設を保育園として利用するには、光が丘地域は他地域に比べ保育園の待機児は少なく、一定程度充足しているという状況であることが課題となります。</p> <p>また、介護人材の育成については介護人材育成・研修センターを設置します。</p> <p>光が丘第三小学校におけるご提案については、民間事業者誘致に際し、法人の形態による制限は考えていません。また、特に業種・業態は近隣に悪影響がない限り制限はしていません。</p> <p>光が丘第五小学校におけるご提案については、(仮称)こども発達支援センターを設置します。</p> <p>光が丘第七小学校におけるご提案については、近隣にある日本大学医学部付属練馬光が丘病院が地域の中核的病院としては手狭な状況にあり、また今後老朽化が更に進んでいくことから、小学校跡地を同病院の大規模な改修や建替用地等として活用することを想定しています。</p> <p>いずれにしても、各施設の具体的な検討の際にはご意見として参考とさせていただきます。</p>	※
239	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	太鼓などを使える場所が少ないので、そうした練習にも使えるように整備できないのか。	光が丘第五小学校跡施設に整備予定の文化芸術・多文化共生支援施設の具体的な内容については今後の検討となりますが、今まであった音楽室を活用したスペースを確保していますので、そちらをご利用頂けると考えます。	○
240	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	校舎屋上はどのように活用するのか。	<p>各跡施設に整備予定の施設の内容等については今後の検討となりますので、校舎屋上もその中で考えていくこととなります。</p> <p>太陽光発電設備などについては相当の重量があるため、校舎にかかる荷重の影響等を考慮した上での検討が必要となります。</p>	※
241	第5施設ごとの活用計画	パブリックコメント	太陽光発電設備などを屋上に設置することは可能か。		
242	第5施設ごとの活用計画	説明会	なぜプールを壊すのか。	<p>プールについては、プールとしては使用されなくなるにもかかわらず水を張った現状のまま設備を維持すると維持管理費用が発生すること、また不測の事故に繋がる可能性があるなど安全管理面での課題があることから、他用途への転換または撤去を基本として考えています。</p> <p>防災の観点からの給水措置は改めて検討します。</p>	※
243	第5施設ごとの活用計画	その他	プールの撤去について、避難拠点はどうか。		

番号	素案における章	意見分類	意見内容（要旨）	区の方 ◎：案へ反映するもの ○：既に反映済のもの △：今後の具体化で参考とするもの ※：その他のもの □：案への反映が困難なもの	対応
244	第5施設ごとの活用計画	その他	工事に入るまでの間、全く無人になると防犯上問題がある。管理は区がしてくれるのか。	区が管理します。本格的な改修工事を始めるまでの間についても、人の出入りがある方が防犯効果も高いと考えますので、短期間の暫定利用も予定しています。	※
245	第5施設ごとの活用計画	説明会	「現行の規制内容では、上記に示した跡施設での整備を計画する施設のうち、実現できない施設」とあるが、例えば、専門学校ならば実現可能か。	現行の都市計画「一団地の住宅施設」において、小学校用地として位置づけているため、小学校以外の施設で利用するには、都市計画の見直しが必要となります。そのため、今回跡施設活用として計画している施設全てが対象となります。	※
246	第5施設ごとの活用計画	説明会	「現行の規制内容では、上記に示した跡施設での整備を計画する施設のうち、実現できない施設」とあるが、例えば、一般企業の事務所ならば実現可能か。		
247	第5施設ごとの活用計画	説明会	「現行の規制内容では、上記に示した跡施設での整備を計画する施設のうち、実現できない施設」とあるが、専門学校や一般企業以外で実現可能か不可能かの線引きが既にわかっている場合は、具体的に教えてほしい。		
248	第5施設ごとの活用計画	説明会	「今回の跡施設の活用にあたっては、現行の都市計画等について必要な見直し変更を行うものとし、今後、東京都等関係機関および関係住民との協議を進め、計画する跡施設の活用が図れるようになります。」について、光三小の跡地については、どの法律を見直したいと考えているのか	光が丘第三小学校に限らず、跡施設の活用を図るためには、都市計画「一団地の住宅施設」の見直しが必要となります。	※
249	第5施設ごとの活用計画	説明会	「関係住民との協議を進め」について、光三小の跡地の場合、跡地周辺の一般住民が参加できる協議会を考えているのか。そうでない場合は、現段階でどのような協議を考えているのか。	学校跡施設の利用内容が確定した後、都市計画の見直しについて、説明会を開催する予定です。	※
250	第5施設ごとの活用計画	説明会	「関係住民との協議を進め」について、光三小の跡地の場合、関係住民とは誰か。	光が丘第三小学校に関わらず、光が丘地域にお住まいの方を広く対象と考えています。	※
251	第5施設ごとの活用計画	説明会	「関係住民との協議を進め」について、いつの段階で、協議があるのか。	学校跡施設の利用内容が確定した後、都市計画の見直しについて、説明会を開催する予定です。	※
252	第5施設ごとの活用計画	説明会	「関係住民との協議を進め」た結果、関係住民と合意できなかった場合は、事業者の進出は中止になるのか。	都市計画見直しの内容について、関係住民の理解を得られるよう努めてまいります。なお、都市計画の見直しが困難な場合は、民間事業者への貸出しばかりでなく、全ての跡施設利用が困難となります。	※

番号	素案における章	意見分類	意見内容（要旨）	区の方 ◎：案へ反映するもの ○：既に反映済のもの △：今後の具体化で参考とするもの ※：その他のもの □：案への反映が困難なもの	対応
253	第6実施スケジュール	パブリックコメント	第三小跡地についての計画が性急すぎるので、検討を要望する。	防犯上あるいは施設の品質保持等の観点から、使用されない時期を極力短くすることが必要です。 今回は既存の校舎等を活かすため、民間事業者における大規模改修は必要とは考えにくいこと、地方自治体等とは異なり年度等に縛られずに工事を進めることが可能なことから、光が丘第三小学校では跡施設が活用されない期間を他より短く想定しています。 また、民間事業者を公募するためには相応の検討期間が必要なため、他跡施設と比べて事業者公募など検討開始時期を早めに見込んでいます。 事業者が決まっているということはありません。	□
254	第6実施スケジュール	説明会	第三小だけがスケジュールが早い。全体のスケジュールを見直して欲しい。		
255	第6実施スケジュール	説明会	スケジュールで第三小学校だけが早いのはなぜか。		
256	第6実施スケジュール	説明会	なぜ光三小のスケジュールはこんなに早いのか。民間事業者を入れるなら、もっと慎重に進めないといけない。既に事業者が決まっているのではないのか。		
257	第6実施スケジュール	その他	都市計画の変更自体相当かかると思う。このスケジュールでは行かないのでは。		
258	全般	パブリックコメント	外部からの専門家からの指導を受け、第五小の保護者は花壇・果樹を育て、皆を楽しませてきた。新施設となっても是非活用してほしいので、開設までの2年間も手入れを続けて欲しい。	光が丘第五小学校については施設開設を平成24年度と予定していますが、開設までの間も、校舎等の管理は所有者である区に責務があり、かつ人の出入りがある方が防犯上も効果が高いと考えますので、区が行います。 施設が未開設の時期の管理については、ご指摘の点も考慮しながら行っていきたいと考えます。	△
259	全般	パブリックコメント	第三小の今年度最後の卒業生についても、今まで5～6月の卒業アルバム配布時に学校で行ってきた同窓会・謝恩会を行わせて欲しい。	光が丘第三小学校については、区が外壁・屋上防水等の施設の基幹的構造に関わる部分の工事をまず行う予定ですが、平成22年度上半期は早くともそのための設計の期間になり、工事には入っていない時期と考えています。そのため、ご要望の件について実施できるよう取り組みます。	△
260	全般	説明会	基本構想には地域住民のコミュニティの形成を図るとあり、かつ光が丘地域では今後高齢化が進む現状がある一方で地区区民館が狭くて借りられない。区としてどのような考えを持っているのか。	光が丘地区における地区区民館等の地域で利用する施設についての計画的な整備については完了しておりますが、これまで小学校が地域のコミュニティ形成の場としても活用されていたことに配慮し、今回、光が丘第二小学校、第五小学校跡施設に地域の方々が気軽に来られて交流できる地域交流コーナーの設置を計画しています。この場所が現在のコミュニティの交流の更なる活発化に繋がればと考えています。	○
261	全般	パブリックコメント	この計画の進め方は、企業内でいう自己承認に過ぎないのではないのか。	平成20年度に設置した、学識経験者や公募区民から成る「学校跡施設活用検討会議」からの区長への報告書等を踏まえて、本素案を策定しました。光が丘地域での3回の説明会と同時に区民意見反映制度（パブリックコメント）に基づき区民の方々からの様々な意見等を頂いたうえで、これらも十分に踏まえつつ計画をまとめていくものです。	※
262	全般	パブリックコメント	10/8の意見の締切日を見直してほしい。	本素案に対する区民意見反映制度によるご意見等は10月8日を締切として、その間に頂いたご意見等と区の方考え方を要約したものを区のホームページに公表することを原則としていますが、それ以降でもご意見は頂戴いたしますし、こちらのご意見等も含めて、計画作成の際の参考としていきます。	※

番号	素案における章	意見分類	意見内容（要旨）	区のお考え方 ◎：案へ反映するもの ○：既に反映済のもの △：今後の具体化で参考とするもの ※：その他のもの □：案への反映が困難なもの	対応
263	全般	パブリックコメント	広く区民の意見を聞くべきである。	今回の活用基本計画素案を策定したのは、区立学校適正配置第一次実施計画による小学校の統合再編の結果、跡施設が生じるためその活用が必要となるからです。	※
264	全般	パブリックコメント	説明内容が区民の意見が反映されていないことが多いと感じられるあいまいで少なすぎるものである。	活用の検討にあたっては、平成20年度に、学識経験者や公募区民等から成る「学校跡施設活用検討会議」を設置し、検討が行われました。その結果が、区長へ報告書として提出されました。本素案はその報告書を踏まえて策定したものです。	
265	全般	パブリックコメント	子供の母校をなくしてこの程度か。具体的なものが全く見えない。光が丘、練馬区のニーズに対し、もっと耳を傾けてほしい。	素案に対しては、光が丘地域での3回の説明会と同時に区民意見反映制度に基づき区民の方々から多くのご意見等を頂きました。それを受け、修正すべき点は修正して計画案としていきます。	
266	全般	その他	隣接する住民をもっと大切に考えてほしい。		
267	全般	パブリックコメント	一部検討会議があったようだが、地域住民からの意見を取り上げる場が全然なく区側で決定している。	平成20年度に設置した、学識経験者や公募区民等から成る「学校跡施設活用検討会議」からの区長への報告書を踏まえて、本素案を策定しました。	※
268	全般	パブリックコメント	住民との話し合いが必要である。区の独断ではなく、住民の要望を受け入れる案と姿勢がほしい。	光が丘地域での3回の説明会と同時に区民意見反映制度に基づき区民の方々から多くのご意見等を頂いておりますので、修正すべき点は修正して計画案としていきます。	
269	全般	パブリックコメント	地域住民の意見を十二分に聞き取り利用方法を住民の納得の行くものにしてほしい。		
270	全般	パブリックコメント	単に産業振興だけを目標におくのではなく、地域に受け入れやすい民間企業での利用形態を考え、地域の合意を得る努力をしてほしい。	周辺の住環境との調和や地域にお住まいの方々との協調関係の保持については、選定時の重要な評価項目として考えており、地域と良好な関係を築いていけるような事業者を選定していきます。また、借受候補者が決定した際には、借受候補者から跡施設での実施事業の内容等について周辺の方への説明を行い、近隣の皆様のご意見やご要望をお聞きした上で、区が必要な調整を行った後に、貸借の契約を締結したいと考えています。	◎
271	全般	パブリックコメント	区は全ての情報を住民に明らかにしてから事を進めてほしい。賛成できる内容であれば納得するだろう。	本計画の進捗については、区報・ホームページに随時必要な情報を掲載するとともに、光が丘地区の方々に対しては、より丁寧な周知を検討していきます。なお、各々の跡施設ごとに、利用についての具体的な利用方法の検討が進んだ段階で、近隣の皆様方への周知、説明を行い、ご意見をいただく機会を作っていきます。	△
272	全般	パブリックコメント	第三小の計画に対し、説明会の実施が遅すぎる。	本素案の概要および説明会については9月11日号の区報および区ホームページに掲載して区民の皆様へお知らせしたところです。できるだけ多くの区民の方々にご参加頂けるよう、光が丘中心部に位置し100人規模の収容能力のある光が丘区民ホールにおいて、9月下旬から10月上旬の間で平日の夜間に2回、土曜日の午前中に1回と設定したものです。	□
273	全般	説明会	今、インフルエンザが流行っており、次回の土曜日の説明会の時は運動会で参加できない。参加可能な説明会のスケジュールを考えてほしい。		
274	全般	説明会	学校関係者への別途の説明会の開催、パブリックコメント期間の延長などを考えて欲しい。	本素案に対する区民意見反映制度によるご意見等は10月8日を締切として、その間に頂いたご意見等と区のお考え方を要約したものを区のホームページに公表しますが、それ以降にもご意見等は引き続き頂戴します。区民の方々からは多くのご意見等を頂いており、今後はこうしたご意見および区議会のご意見等を踏まえ、活用計画を策定していきたいと考えています。	□

番号	素案における章	意見分類	意見内容（要旨）	区の方 ◎：案へ反映するもの ○：既に反映済のもの △：今後の具体化で参考とするもの ※：その他のもの □：案への反映が困難なもの	対応
275	全般	パブリックコメント	今回説明会があるのを人に聞いて初めて参加した。計画があることや説明会があることをもっと広く広報してほしい。自治会、管理組合を通して素案が個々に届くようにしてほしい。	本素案の概要および説明会については9月11日号の区報および区ホームページに掲載して区民の皆様へお知らせしたところです。本計画の進捗については、区報・ホームページに随時必要な情報を掲載するとともに、光が丘地区の方々に対しては、より丁寧な周知を検討していきます。	△
276	全般	パブリックコメント	近隣説明会の告知が不十分である。本気で近隣の人間に説明する気もなくこっそり済ませようとしているのではないか。		
277	全般	パブリックコメント	周知方法を検討すべきである。		
278	全般	パブリックコメント	もっと広く地域の住民に知らせて、住民との話し合いを重ねて活用基本計画をすすめてほしい。		
279	全般	パブリックコメント	地元近隣住民に本計画の説明会を開催してほしい。	光が丘地域での3回の説明会と同時に区民意見反映制度に基づく区民の方々からの多くのご意見等を頂いています。 従いまして、今後は、こうしたご意見および区議会のご意見等を踏まえ、活用計画を策定していきたいと考えています。 なお、各々の跡施設ごとに、利用についての具体的な利用方法の検討が進んだ段階で、近隣の皆様方への周知、説明を行い、ご意見をいただく機会を作っていきます。	△
280	全般	パブリックコメント	住民への説明内容が全く物足りなかったと聞いている。再度説明会を求める。		
281	全般	パブリックコメント	きちんとした説明会を住民に行ってほしい。		
282	全般	パブリックコメント	住民説明会を開催してほしい。		
283	全般	パブリックコメント	説明会を追加開催してほしい。		
284	全般	その他	疑問を抱いている住民がたくさんいる。なぜ再度説明会を開かないのか。		
285	全般	パブリックコメント	光が丘だけでなく春の風公園街もあわせて対象とした説明会を開いてほしい。	光が丘パークタウン春の風公園街団地管理組合主催による説明会が11月8日に行われ、区から素案をご説明し、ご意見ご質問を頂いたところで	◎
286	全般	パブリックコメント	春の風公園街を含む第三小の近接地域に素案を配布してほしい。		
287	全般	パブリックコメント	第三小跡地にかかる近隣地域の説明はいつ行われるのか。	活用基本計画を策定した後に、本計画の趣旨に沿って、区が公募の条件や選定に際しての評価基準を定めます。公募条件を記載した公募要領や選定の評価基準は、募集開始前に広く区民に公表します。 借受候補者が決定した後は、借受候補者の公募への事業提案や選定の理由を公表し、明らかにしていきます。 また、跡施設での実施事業の内容等について周辺の方への説明を行い、近隣の皆様のご意見やご要望をお聞きした上で、区が必要な調整を行った後に、貸借の契約を締結したいと考えています。	◎
288	全般	その他	営利目的の団体が跡地に入ることによって環境が大きく変わる。少なくとも隣接する居住者に説明を。		
289	全般	パブリックコメント	パブリックコメントなど、横文字は極力使うべきではない。	区では平成16年6月から、ご意見に対して区の見解を公表し、区民の皆様への説明責任を果たすため「区民意見反映（パブリックコメント）制度」を導入しています。ご意見として受け止めます。	※
290	全般	パブリックコメント	基本的な5本の柱の考え方は公平でバランスが取れていて、その手順も透明でオープンである印象をもった。	区民の皆様からのご意見等を頂き、より良い計画となるよう引き続き取り組んでいきます。ご意見として受け止めます。	※
291	全般	説明会	全体的に大変大まかであり、具体性が非常に乏しい。スケジュールを見ると、この説明会・パブリックコメントで決定とあるが、いつものように文章で回答するだけでは困る。第二案等を作成する際、検討会議を区民参加の形で組織し、具体性を持たせて欲しい。	本素案は、平成20年度に設置した、学識経験者や公募区民等から成る「学校跡施設活用検討会議」において検討・作成された区長への報告書を踏まえて策定したものです。現在は素案として、全体の利用の配置を広い視点から考えてお示ししており、区民の皆様のご意見等を踏まえて、修正する点は修正し、計画として成案化していきます。 なお、各々の跡施設ごとに、利用についての具体的な利用方法の検討が進んだ段階で、近隣の皆様方への周知、説明を行い、ご意見をいただく機会を作っていきます。	△

番号	素案における章	意見分類	意見内容(要旨)	区の考え方 ◎：案へ反映するもの ○：既に反映済のもの △：今後の具体化で参考とするもの ※：その他のもの □：案への反映が困難なもの	対応
292	全般	説明会	都議選および衆議院選挙で新しい政権ができ、群馬の八ツ場ダム工事は入札が延期されるなど、公共事業の見直しが既に出ている。この光が丘の統廃合と跡地計画に関しても、見直しや計画の変更などの余地はないのか。	本基本計画素案は、現在は素案として、全体の利用の配置を広い視点から考えてお示している段階です。 説明会や区民意見反映制度により区民の皆様からの様々なご意見等をお聞きし、頂いたご意見を十分に踏まえて、修正する点は修正して、成案化していきます。	◎
293	全般	パブリックコメント	4校の跡施設の配置計画は決定事項なのか。		
294	全般	説明会	この基本計画は案なので、住民の要望や意見を聞いて変更する可能性はあるのか。		
295	全般	説明会	この基本計画は現段階では素案のため、このような住民との説明会を開き、パブリックコメントを求めている段階だと思うが、2回の説明会での質疑応答から、会場から意見や要望を言っても何も受け入れないという印象を持った。住民の意見や要望を聞いて、検討に値すると思っただけであれば、紹介してほしい。そうでなければ、ただのアリバイづくりのイベントでしかない。		
296	全般	説明会	何を言っても変わらない印象だ。私たちの意見を聞いて何か変わるのか。		
297	全般	説明会	今後中学校も余ってくると考えられるが、その際はどうするのか。	今後、適正配置第二次実施計画を検討していく予定ですが、小学校で統合を経験した児童が再び中学校で統合を経験することがないよう配慮します。	※
298	全般	説明会	校舎の活用は取り壊して高層の建物を作ることを含むのか。	既存の校舎等を活用するので、建替えは考えていません。	○
299	全般	説明会	現行規制内容では実現できない施設とは光七小の日大病院ととらえてよいか。	現行の都市計画「一団地の住宅施設」において、小学校として位置づけているため、小学校以外の施設として利用するには、都市計画の見直しが必要となります。そのため、今回跡施設活用として計画している施設全てが対象となります。	※
300	全般	パブリックコメント	中学校と同敷地の2小、5小を廃校にし、防犯や警備にお金がかかる施設としようとする計画は疑問である。	今回の小学校施設の再活用は、光が丘地区の開発から20余年を経過し、人口構造の変化による児童数の減少のため、8つの小学校を4つの小学校に統合再編し、閉校することに伴うものです。 活用に当たっては、光が丘地区の課題も踏まえつつ、全区的視野から練馬区が抱える課題を解決するために利用することを視点としています。また、防犯上あるいは施設の品質保持等の観点から、使用されない時期を極力短くすることが必要です。	□
301	全般	パブリックコメント	光が丘地区のみで3回の説明会しか開かれなかったことは区民軽視であり、区の主張とは逆の短期的展望を急いだものだ。	学校跡施設は建築後20年程度しか経っておらず、小学校として60年間利用できる施設として建てられていることから、適正な維持管理を行うことにより、今後の相当期間利用することが可能です。このため、今回の跡施設の活用計画では、現状の躯体や設備を可能な限り生かせる利用方法を計画しています。	
302	全般	パブリックコメント	第三小の跡地利用については白紙に戻し、住民と話し合うべきである。	このように、まだ十分に利用できる区民の貴重な財産たる学校跡施設を区の課題解決のために有効に活用していきます。	

番号	素案における章	意見分類	意見内容（要旨）	<p style="text-align: center;">区の考え方</p> ◎：案へ反映するもの ○：既に反映済のもの △：今後の具体化で参考とするもの ※：その他のもの □：案への反映が困難なもの	対応
303	全般	パブリックコメント	練馬区の特性とはこの素案のどこに反映されているのか。特性を生かす活用を望む。	<p>今回の4校の学校跡施設の活用については、光が丘地区の課題も踏まえつつ、全区的視野から練馬区が抱える課題を解決するために利用することを視点としています。</p> <p>公共的な利用を行う部分では、練馬区の現状の課題や今後の施策の方向性を踏まえ、教育、福祉、人材育成などの充実を図る施設を計画しています。</p> <p>また、民間の力を活用して、アニメ産業など練馬区の地場産業の強化、相乗効果の期待のできる業種や環境、文化、教育の発展、練馬区の魅力向上などを進めるため、民間事業者への貸与についても計画しています。進出する事業者については、区内の産業基盤の強化やまちの活性化に寄与する事業者、または区の喫緊の課題の対応への取り組みなどに資する事業を営むもので、周辺の住環境やお住まいの方々と協調できる事業者とします。</p>	○
304	全般	説明会	今回の基本計画の作業で、練馬区学校教育委員会を通して、東京都教育委員会発行の「教育人口等推計報告書」（2008年・平成20年11月発行）を使用した、光が丘地区の4つの統合新校の2013年（平成25年）までの推計児童数と40人学級を前提とした学級数データを入手しているか	活用基本計画（素案）は、適正配置第一次実施計画を前提としているため、教室数が不足することへの対応策については検討していません。	※
305	全般	説明会	「教育人口等推計報告書」が出している2013年までの推計児童数を使って、統合新校の4校が、現在の40人学級より人数の少ない学級（35人・30人）となった場合の学級数を計算しているか。あるいは、教育委員会または学校教育委員会を通して入手しているか。		

番号	素案における章	意見分類	意見内容（要旨）	区の方 ◎：案へ反映するもの ○：既に反映済のもの △：今後の具体化で参考とするもの ※：その他のもの □：案への反映が困難なもの	対応
306	全般	説明会	今後、小規模学校になる可能性がある。プレハブが建てられないとなった場合、小学校をどうするのか。	活用基本計画（素案）は、適正配置第一次実施計画を前提としています。 統合新校の通学区域における児童数は、今後も減少傾向にあると捉えています。また、学級定員については、国や都の見直しの動向を注視しつつ適切に対応していきます。 いずれにせよ、統合新校においては、児童数や学級数の増によって教室が不足するという懸念はもっていません。	□
307	全般	説明会	政権も変わり、少人数学級となった場合でも教室は足りるのか。		
308	全般	説明会	人口だが、光が丘地域は減少しているものの、光が丘地域を含む第四地域については増加傾向にある。39人学級がいつまで続くかも不明である。光が丘は増築だけでなく、プレハブ対応もできない。跡施設の改修はいつでも小学校に転用できるように考えて欲しい。		
309	全般	説明会	2013年までに統合新校の学級定員の定員がもし35人になった場合、教室が足りなくなることを把握しているか。		
310	全般	説明会	光が丘地域の学校用地は、都市計画上、プレハブさえ建てられないという制約がある中で、もし学級数が増えた場合はどのように対処するのか考えているか		
311	全般	説明会	跡地となる4つの小学校の活用計画で、人口増や学級定員の定員の見直しなどで、統合新校の教室数が足りなくなった時の対応を考えているか。考えているなら、具体的に示してほしい。		
312	全般	説明会	人口増や学級定員の定員の見直しなどで、統合新校の教室数が足りなくなった時の対応を考えていない場合、その根拠は、教室数が足りなくなることはないという判断からか。		
313	全般	説明会	東京都教育委員会発行の「教育人口等推計報告書」を使うと、2013年までに35人学級になった場合、光一小と光二小の統合新校は21～22学級となり、教室数が足りなくなるが、跡施設活用基本計画には具体的な対応策はあるか。ある場合は、具体的に対応策を教えてください。		
314	全般	説明会	光が丘地区以外の学校であれば、校庭のプレハブ対応も可能だが、光が丘の学校はそれができない。パンクする可能性がある光二小・光三小・光五小の跡地利用の改修は、小学校への転用ができるようにできないか。		
315	全般	説明会	これまでの光三小と光四小の統合準備会では、新たにやってくる光三小の子供のための新しい校門の幅について、保護者からの要望と区側の回答に隔たりがある。これまでの光三小の避難拠点の機能が光四小に移った場合も考えて、校門の幅の議論がされているか。		
316	全般	その他	素案には区だとは書かれているが地域のことが何も書かれていない。	○	

番号	素案における章	意見分類	意見内容(要旨)	区の考え方 ◎：案へ反映するもの ○：既に反映済のもの △：今後の具体化で参考とするもの ※：その他のもの □：案への反映が困難なもの	対応
317	全般	その他	光四小の周辺住民から光四小に対する苦情が多いと聞いている。統廃合を決めるに当たり、もう少し子供たちのことを考えなかったのか。	適正配置第一次実施計画はあくまでも学校教育の充実・改善という視点で、過小規模校の課題解決のために実施するものです。 統合新校の位置は、教育環境を主眼に総合的に判断しています。教室数に余裕があること、統合新校の位置が通学区域の中心となることを優先しました。	※
318	全般	説明会	事前に提出した質問と回答の内容を、9月24日説明会の参加者のために、会場において、この質問用紙と回答を印刷して配布してほしい。	説明会は活用基本計画(素案)をご存じない区民の方々に対して素案の説明を行い、ご質問・ご意見を頂くことを目的としたもので、特定の方を対象にしているものではありませんので、区が用意した資料のみを配布します。	□
319	全般	説明会	事前に提出した質問と回答の内容を、9月24日説明会の参加者のために、会場において、この質問用紙と回答を印刷して配布してほしいことに関して、どのような対処をするのか、事前に連絡がほしい。	また、頂いた区民の皆様からの意見等(パブリックコメント)については、ご意見ご質問に対する区の考え方と併せて、その趣旨概要を区のホームページで公表します。	□
320	全般	説明会	小学校の統廃合に関して、教育長あるいは学校教育部長は説明会に出席するのかわ。もし、出席しないなら、出席するよう希望する	今回の活用基本計画(素案)の説明会は、適正配置第一次実施計画を受けた跡施設の活用が目的です。そのため、跡施設活用を受け持つ企画部の職員および跡施設に入居予定の施設の所管課職員が出席します。	□
321	全般	説明会	光が丘に住んでいる教育長、あるいは学校教育部長が説明会に出席するよう希望する。		
322	全般	パブリックコメント	説明会で学校跡施設活用検討会議報告書が参考資料として配布されなかったが、なぜか。	本素案は昨年度設置した学校跡施設検討会議の報告書等を踏まえたものであり、また既に区のホームページで公開していることから、特に参考資料としての準備は行いませんでした。	※
323	全般	説明会	説明会会場に民間コンサルタントがいるのはなぜか。	今回の学校跡施設活用基本計画をまとめるため、専門性を有する民間コンサルタントへ計画策定業務の支援のための調査委託を行っているため、本説明会に同席をしているものです。	※
324	全般	説明会	本計画への反対運動が起こったらそれでもいいのか。	今回の活用基本計画素案は、区立学校適正配置第一次実施計画による小学校の統合再編の結果、跡施設が生じるため、その有効な活用を進めるために必要なものです。 活用方法の検討にあたっては、平成20年度に、学識経験者や公募区民等から成る「学校跡施設活用検討会議」を設置し、検討が行われました。その結果が、区長へ報告書として提出されました。本素案はその報告書を踏まえて策定したものです。 素案に対しては、光が丘地域での3回の説明会と同時に区民意見反映制度に基づき区民の方々から多くのご意見等を頂きました。これらをご意見を踏まえて、今後計画を策定するものであり、光が丘地区の皆様を含め、区民の皆様のご理解のもと跡施設の活用を進めていきます。	※
325	全般	パブリックコメント	民間コンサルタント会社が間に入っているようなので、素案をまとめるに至ったデータの開示をしてほしい。	説明会や区民意見反映制度(パブリックコメント)でいただいたご意見やご質問については、区の考え方と併せて、その趣旨概要を区のホームページで公表します。 また、昨年度の学校跡施設検討会議において、民間コンサルタントが作成したデータ資料を提出しており、その内容を区のホームページで公開しております。	※
326	全般	パブリックコメント	都市計画法の規制見直しについては、新しく発展できるようにもっと時間をかけてよい利用を考えてほしい。	学校跡施設については、区民の貴重な財産の有効活用を図ること、また防犯上あるいは施設の品質保持等の観点から、使用されない時期を極力短くすることが必要です。このため、当面は、学校跡施設の活用が可能となるよう都市計画の見直しを行いたいと考えています。 また、光が丘団地全体のあり方については、ご意見を踏まえ、今後、検討します。	△
327	全般	パブリックコメント	防災の関連から、都の承認は取得済なのか。それとも不要なのか。	避難拠点についてのご質問と考えますが、避難拠点は練馬区独自に定めたものであり、そうした点からは都の承認は特に不要です。	※

番号	素案における章	意見分類	意見内容（要旨）	区のお考え方 ◎：案へ反映するもの ○：既に反映済のもの △：今後の具体化で参考とするもの ※：その他のもの □：案への反映が困難なもの	対応
328	全般	説明会	光が丘第三小学校は、建築基準法の計画通知の完了検査を受けてない状況で検査済証が無く、建築基準法違反と聞いているが事実か。	光が丘第三小学校については建築基準法に基づく検査済証の交付を受けていません。これは、手続き上の瑕疵と認識していますが、区責任のもと設計・施工・監理を行い建設し、開校後も同様に適切な維持管理を行ってまいりました。このことから、建物の使用上、安全上問題はないと考えています。	※
329	全般	説明会	このような建築基準法違反の建物を民間に貸す事について問題ないのか。	民間事業者への貸与を含め学校以外の用途に変更する場合には、建築基準法上の用途変更に基づく手続きを行うため、特に問題はないと考えます。	※
330	全般	説明会	建築基準法違反の建物を民間に貸す事について法律の専門家のアドバイスは受けているか。		
331	全般	説明会	光が丘第三小学校は、建築基準法の計画通知の完了検査を受けてない状況で検査済証が無く、建築基準法違反であるから、改修工事に入る前に検査をすればよいと思うがなぜしないのか。しない理由を教えてください。	光が丘第三小学校については建築基準法に基づく検査済証は手続き上の瑕疵により交付を受けていません。建築基準法では、工事完了後4日以内に検査願いを、また、検査願い受理後7日以内に完了検査が行われなければならない旨規定されています。したがって、現在の光が丘第三小学校は完了検査を受けることができません。なお、学校跡施設活用にあたっては、建築基準法に則り、必要な手続きを行い、改修工事を行っていきます。	※
332	全般	その他	平成22年4月1日から光三小で大規模な工事が入ると聞いたが本当か。	本計画に示した内容に沿った、民間利用を目的とした工事が平成22年4月1日から入る予定はありません。ただし、暫定利用のための一部改修工事は、平成22年度の早い時期に実施されることもあります。	※
333	全般	説明会	現在光が丘地区区民館の前にある建物の空いているスペースを、地区区民館の別館等として、地域住民が利用できる施設として活用することを考えて欲しい。	ご指摘の建物の事務所については、区が所有するものではないため、地域住民による活用をはかるためには、所有者との協議が必要となります。光が丘地区における地区区民館等の地域で利用する施設についての計画的な整備については完了しておりますが、光が丘地区における区立施設等の有効活用の中で、更に地域の方々のご要望へ対応できるよう検討をしていきたいと考えています。	△